

畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の 数量単価の改定について

令和8年1月
農林水産省

目 次

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要	1
2. 現行制度の課題	2
3. ゲタに関するルールの見直し	4
4. 改正平均交付単価案	5
5. 対象農産物の近年の状況	8
6. 参考	18

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要

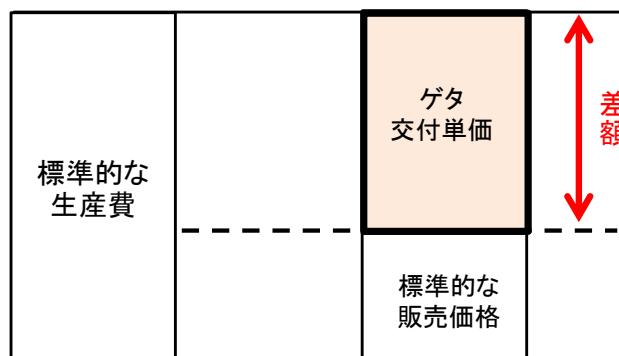
- 我が国的小麦、大豆などの畑作物については、輸入依存度が高く、食料安全保障の観点からこれらの生産の増大を図っていくことは不可欠。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下、担い手経営安定法という。）に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）を実施。
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払交付単価については、下の算定式により、統計データ等に基づき算定。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

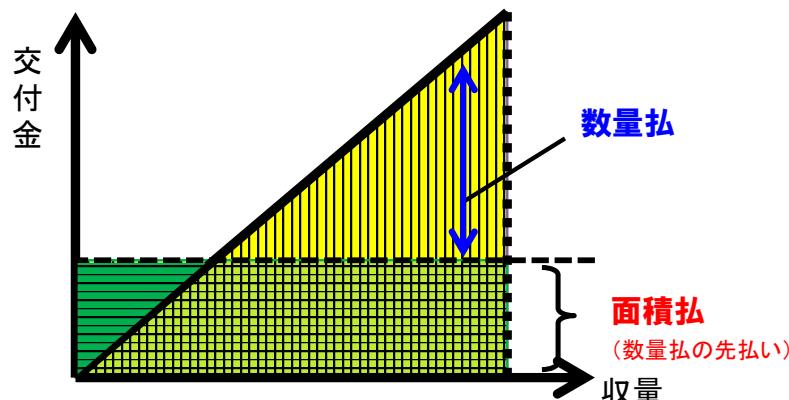
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



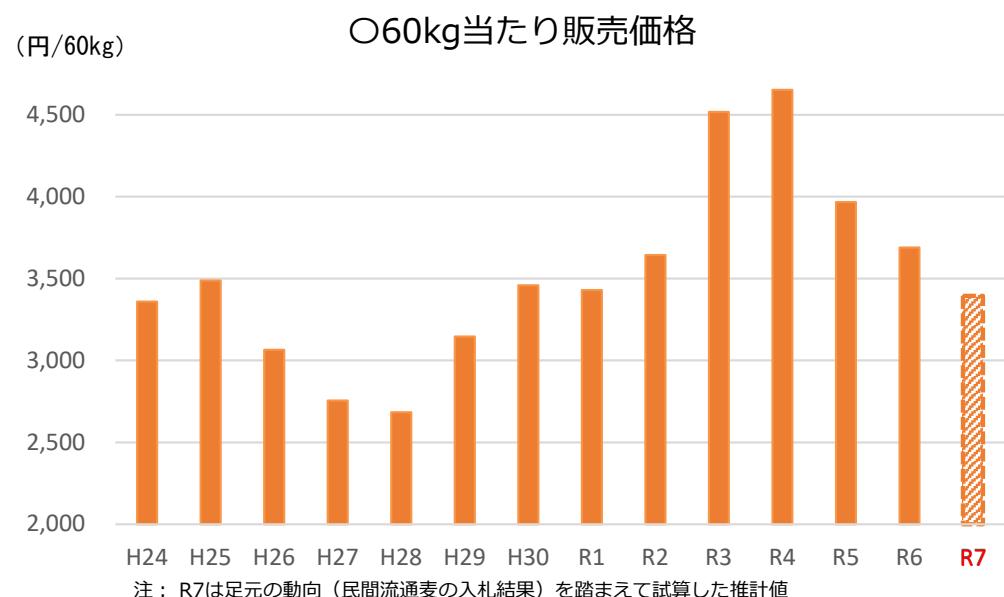
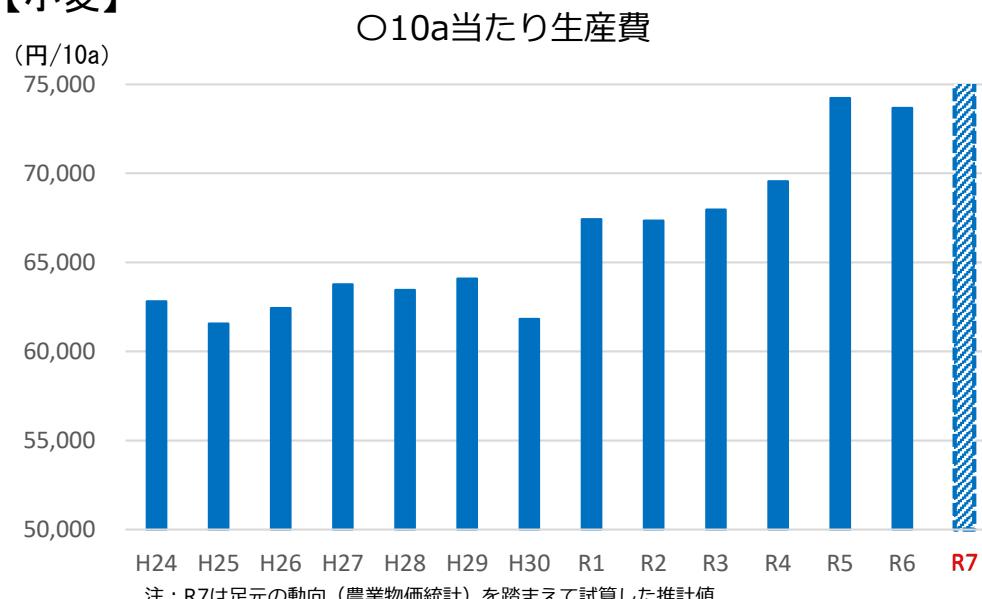
【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{10a\text{当たり生産費(直近3年平均)}}{\text{単収(平均単収(直近7中5平均))}} - \text{販売価格(直近5中3平均)}$$

2. 現行制度の課題①-足元のインフレ動向-

- 足元のインフレ状況を踏まえれば、R7年産においては、生産費の上昇が見込まれるのに対し、販売価格は国際的な価格動向の影響を踏まえ、必ずしも上昇しない（むしろ小麦では下落基調）ため、生産費と販売価格の差が拡大する見込み。

【小麦】



2. 現行制度の課題②-糖度及びでん粉含有率（ライマン価）・麦のDON検査-

【てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにおける課題】

- てん菜について、R5の異常高温により褐斑病が甚大な被害を及ぼし、糖度が過去最低（13.7度）を記録。
- でん粉原料用ばれいしょについて、普及が進んでいるシストセンチュウ抵抗性品種は、感受性品種と比べて、でん粉含有率（ライマン価）が低い傾向。

◎ 糖度 : 現行基準値※ 16.6度

◎ でん粉含有率 : 現行基準値※ 19.6%

注) 基準値より高い場合は一定割合でゲタの平均単価に加算、
低い場合は減算される。



褐斑病が発生したてん菜
(農研機構提供)



でん粉原料用品種 コナヒメ
(シストセンチュウ抵抗性)

【麦類における課題】

- 令和5年に岩手県においてかび毒（DON）の食品衛生法基準値を超過した小麦が流通する事案が発生したことを受け、令和6年度以降、麦類のDON検査が強化された。このため、主産地を中心に検査費用の負担が増している。
- 検査費用は生産者拠出金を財源とし、生産者が負担するコストではあるものの、生産費統計には反映されていない。

DON（デオキシニバレノール）とは：

小麦など麦類の赤かび病の病原菌が产生するかび毒。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき基準値（1.0mg/kg）が定められており、
収穫後に各産地においてDON濃度の検査を実施。



赤かび病が発生した麦類 (農研機構提供)

3. ゲタに関するルールの見直し

- ゲタ単価に足下の生産費高騰を反映すべきとの意見を踏まえ、直近の生産費等の推計値を用いて単価を算定。
- また、産地からの要望を受け、糖度及びでん粉含有率の基準値を見直すとともに、麦のDON検査費用を単価へ反映。

【インフレ動向の反映】

- 今回のゲタ交付単価の改定において、平成19年の担い手経営安定法の施行以降、18年間で初めて、確定値しか用いないという方針を転換し、足下のインフレ動向を反映すべく令和7年産の数値を推計し、算定に用いた。

- 生産費：令和6年の生産費について肥料費や農機具費といった項目ごとに、農業物価統計の指標等のR7/R6変化率を乗じることで、令和7年産の生産費を推計。
- 販売価格：現時点で見込まれる令和7年産の販売価格（例えば小麦であれば、令和7年産小麦の播種前契約の入札結果）等をもとに推計。

【てん菜の糖度及びでん粉原料用ばれいしょのでん粉含有率の基準値の見直し】

- てん菜の糖度及びでん粉原料用ばれいしょのでん粉含有率について、北海道における温暖化や病害虫の発生状況等を考慮し、基準値を見直し（糖度：16.6度→15.7度、でん粉含有率：19.6%→18.8%）。

【DON検査費用の単価への反映】

- 令和6年度以降、全産地で麦類のDON（カビ毒）検査が強化されたことに伴う負担増を考慮し、検査費用に見合う額を単価に加算。

※ なお、算定根拠となる統計情報等に関し、関係者と意見交換を行いつつ検証を進め、令和9年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討することとしている。

4. 改定平均交付単価(案)

	現行(R5~7)		改定(案)	
	免税事業者向け	課税事業者向け	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦 (円/60kg)	6,340	5,930	6,000 (▲340)	5,590 (▲340)
二条大麦 (円/50kg)	6,160	5,810	5,220 (▲940)	4,900 (▲910)
六条大麦 (円/50kg)	5,150	4,850	6,110 (960)	5,710 (860)
はだか麦 (円/60kg)	9,160	8,630	8,850 (▲310)	8,330 (▲300)
大豆 (円/60kg)	9,840	9,430	10,910 (1,070)	10,340 (910)
てん菜 (円/1t)	5,290	5,070	5,380 (90)	5,090 (20)
でん粉原料用 ばれいしょ(円/1t)	15,180	14,280	15,030 (▲150)	14,090 (▲190)
そば (円/45kg)	17,550	16,720	16,730 (▲820)	15,930 (▲790)
なたね (円/60kg)	8,130	7,710	6,820 (▲1,310)	6,410 (▲1,300)

改定品質区分別交付単価(案)

- ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定。

① 小麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
	課税事業者向け	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780
	課税事業者向け	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250

② 大麦・はだか麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
二条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	5,330	4,910	4,790	4,740	4,470	4,050	3,920	3,870
	課税事業者向け	5,050	4,630	4,510	4,460	4,190	3,770	3,640	3,590
六条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820
	課税事業者向け	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
はだか麦 (60kg当たり)	免税事業者向け	9,860	9,360	9,210	9,120	8,290	7,790	7,640	7,560
	課税事業者向け	9,300	8,800	8,650	8,560	7,730	7,230	7,080	7,000

③ 大豆

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- 特定加工用は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆
(円／60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	11,910	11,220	10,540
	課税事業者向け	11,410	10,720	10,040
特定加工用大豆	免税事業者向け	9,860		
	課税事業者向け	9,360		

④ てん菜

- 糖度に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (糖度)		← (+0.1度ごと)	15.7度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	免税事業者向け	+62円	5,380	▲62円
	課税事業者向け	+62円	5,090	▲62円

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- でん粉含有率に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	18.8%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	免税事業者向け	+64円	15,030	▲64円
	課税事業者向け	+64円	14,090	▲64円

⑥ そば

- 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円／45kg)

品質区分 (等級)		1等	2等
そば	免税事業者向け	17,280	15,170
	課税事業者向け	16,450	14,340

⑦ なたね

- エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

(円／60kg)

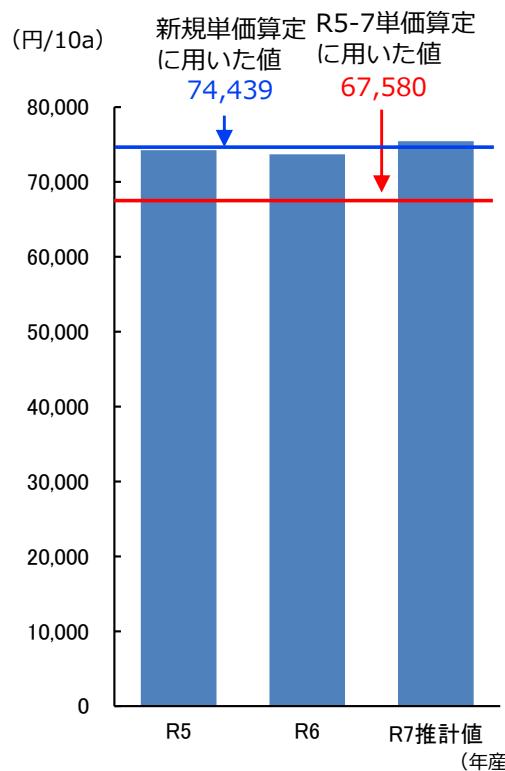
品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしづく	その他の品種
なたね	免税事業者向け	6,850	6,110
	課税事業者向け	6,420	5,680

5. 対象農産物の近年の状況

【小麦】

- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 60kg当たり販売価格は、輸入小麦の価格高騰の影響を受けてR3、4年産が高値となっているものの、減少傾向。

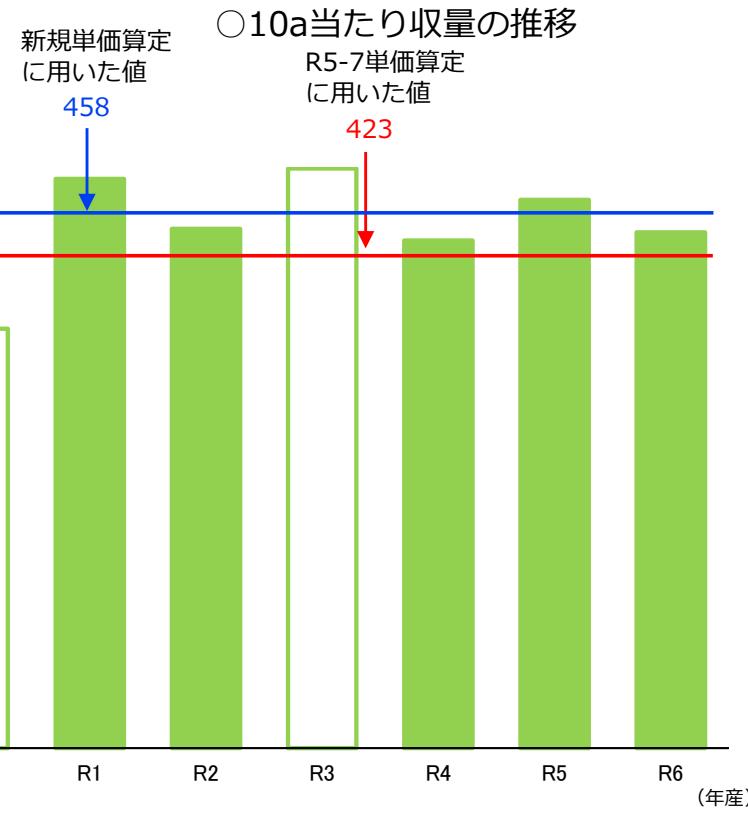
○10a当たり生産費の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

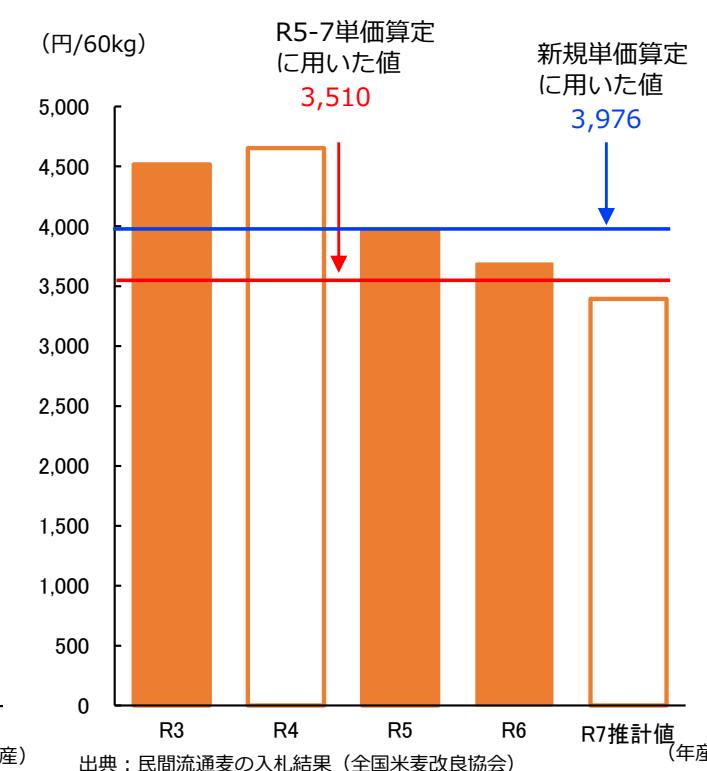
○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）

注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格（事後調整後）である。

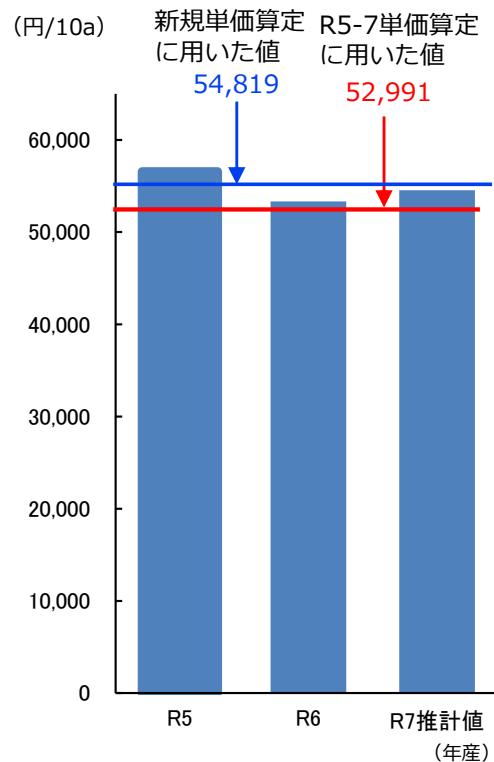
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）をもとに推計。

【二条大麦】

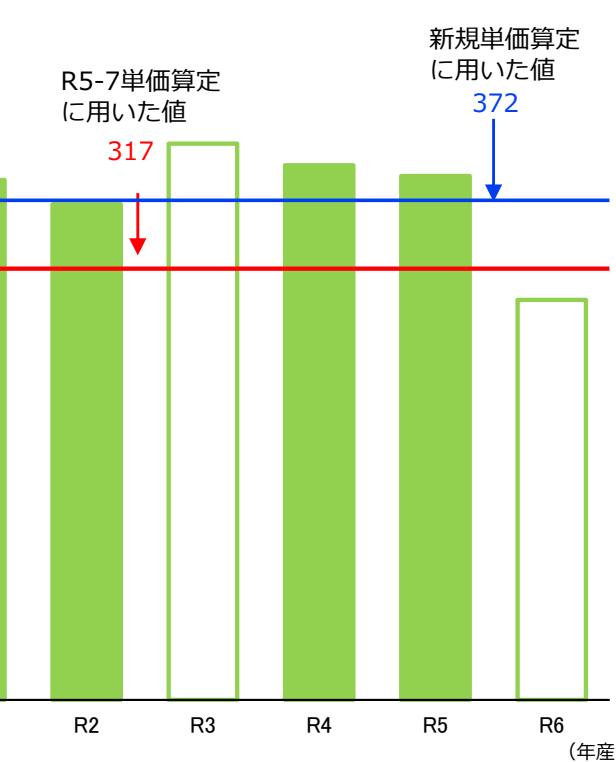
- 10a当たり生産費は、概ね平年通りであるものの、やや増加傾向。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 50kg当たり販売価格は、国産需要の高まりにより上昇傾向。

○10a当たり生産費の推移



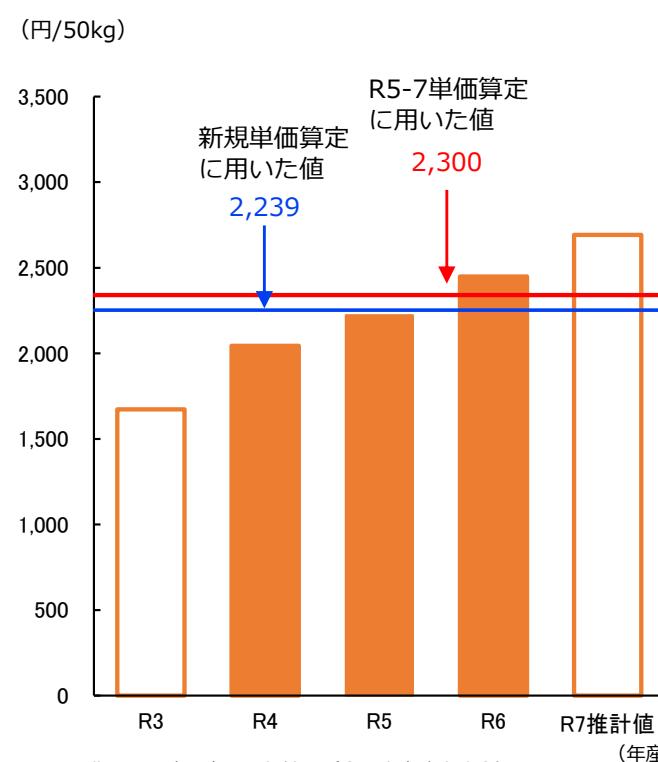
出典：農林水産省「生産費統計」
注1：ビール麦用途に係るコスト要因を除いている。
注2：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○50kg当たり販売価格の推移

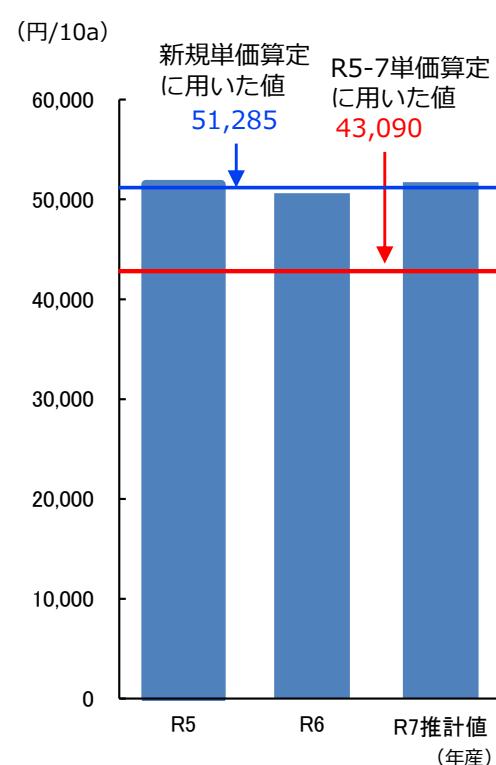


出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）
注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3年平均の値である。
3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

【六条大麦】

- 10a当たり生産費は、肥料費や農機具費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 50kg当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。

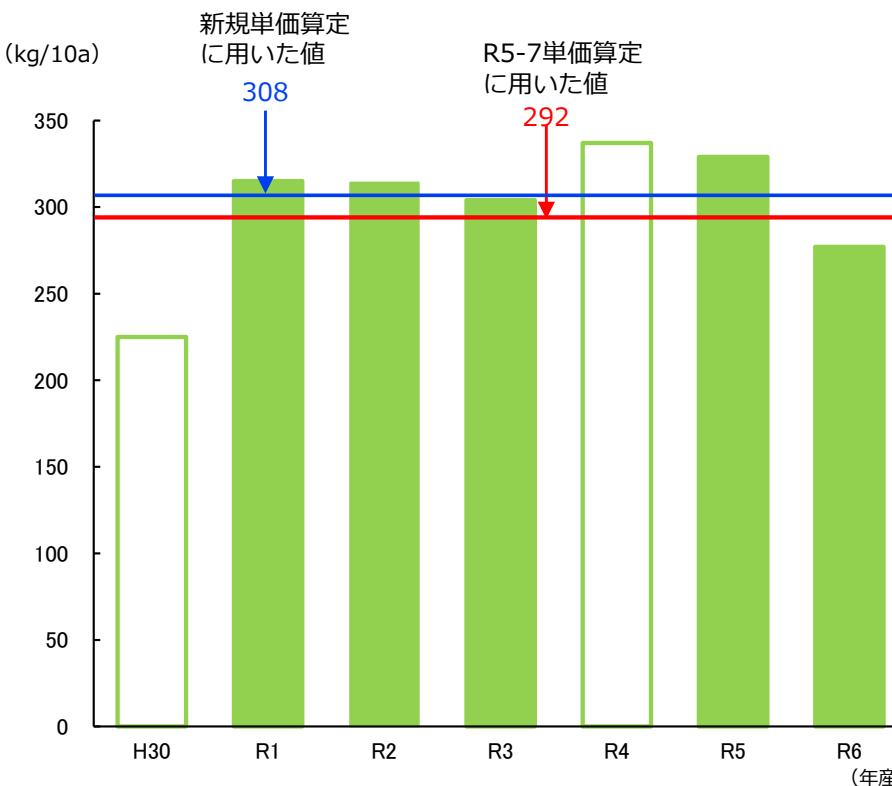
○10a当たり生産費の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

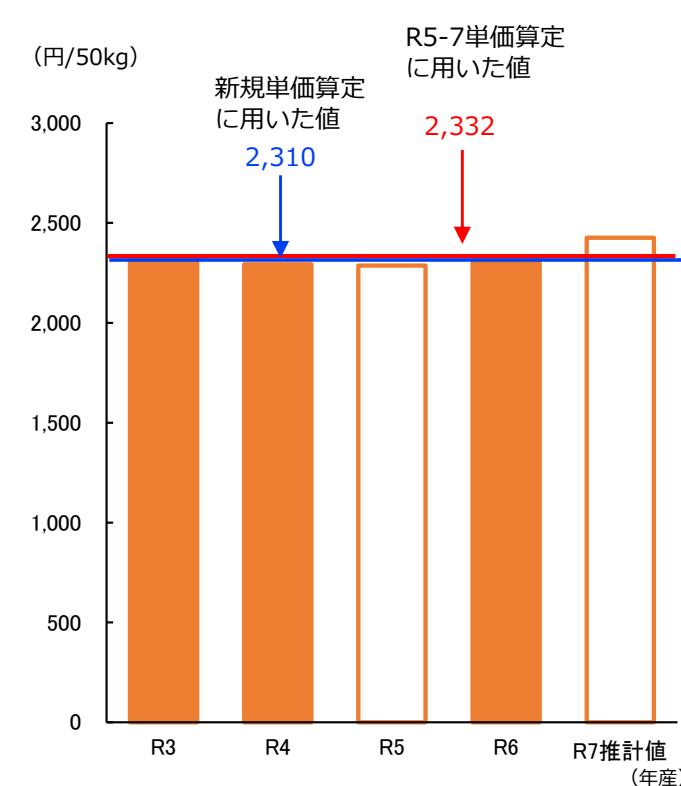
○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価単価の算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○50kg当たり販売価格の推移



出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）

注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。

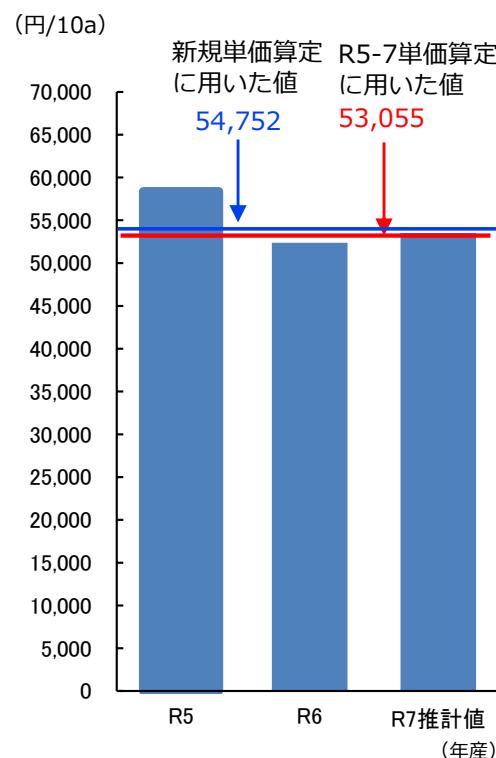
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

【はだか麦】

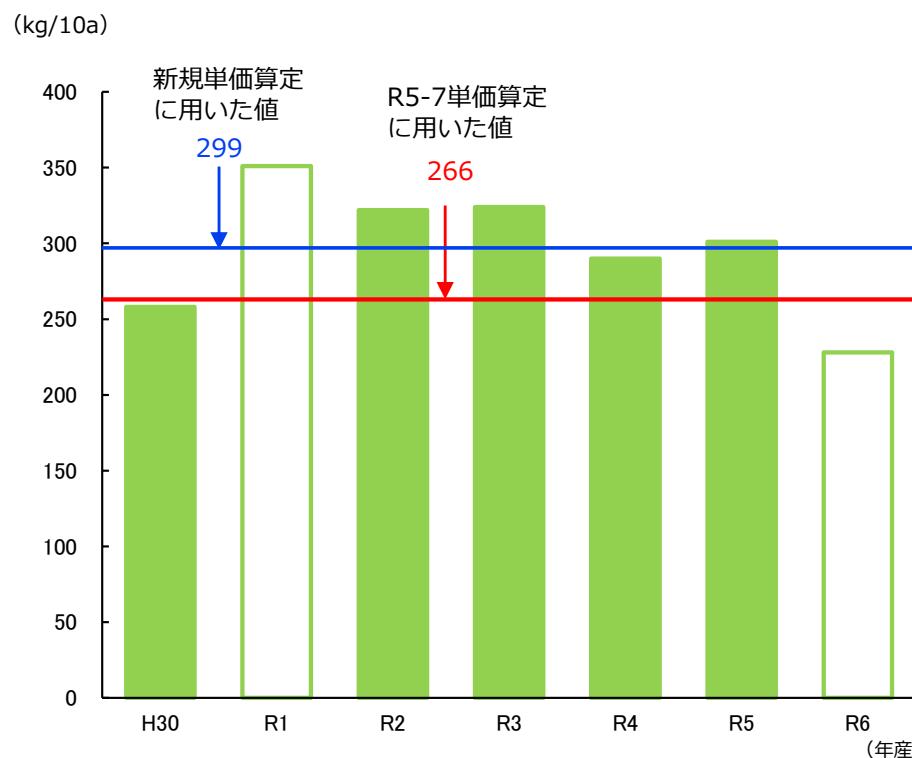
- 10a当たり生産費は、肥料費と農機具費が増加したものの、その後の減少により横ばい。
- 10a当たり収量は、近年天候に恵まれたことなどから、平年を上回り高水準で推移。
- 60kg当たり販売価格は、需給緩和により下落した後、ほぼ横ばい。

○10a当たり生産費の推移



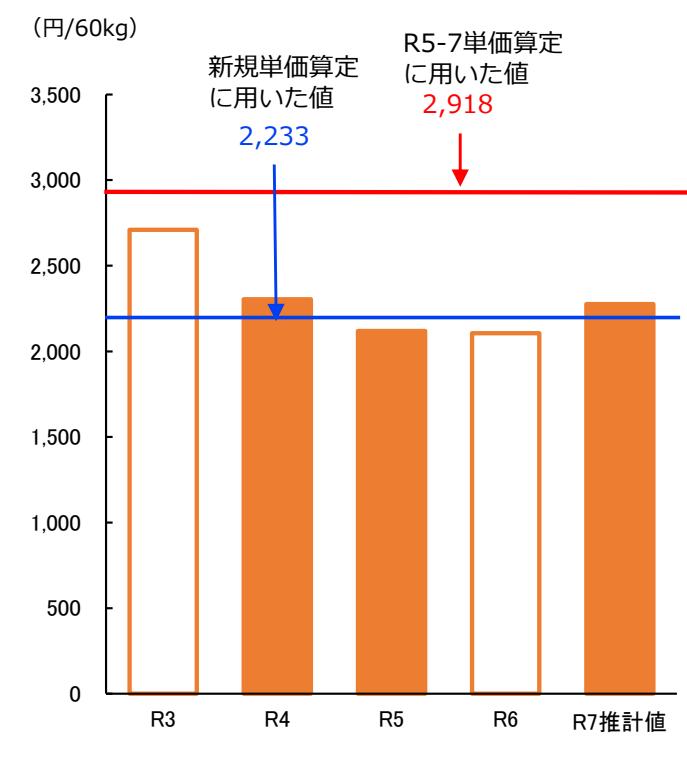
出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

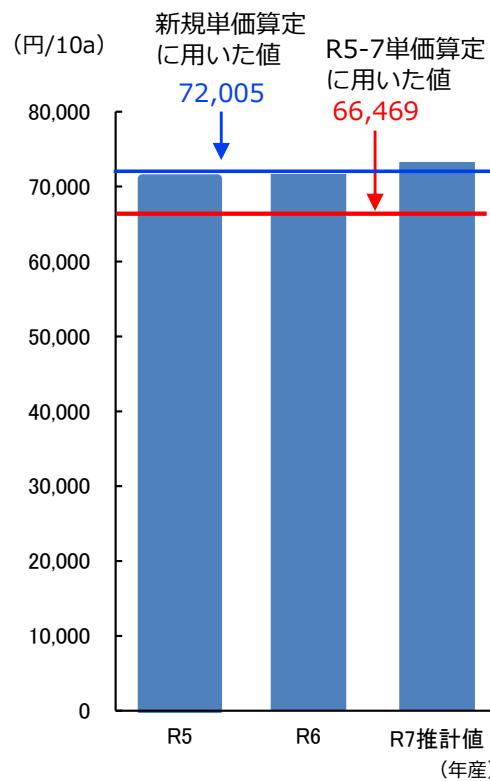


出典：民間流通麦の入札結果（全国米麦改良協会）
注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
注2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
注3：R7年の販売価格は、R7年産の播種前契約の入札結果（加重平均）による。

【大豆】

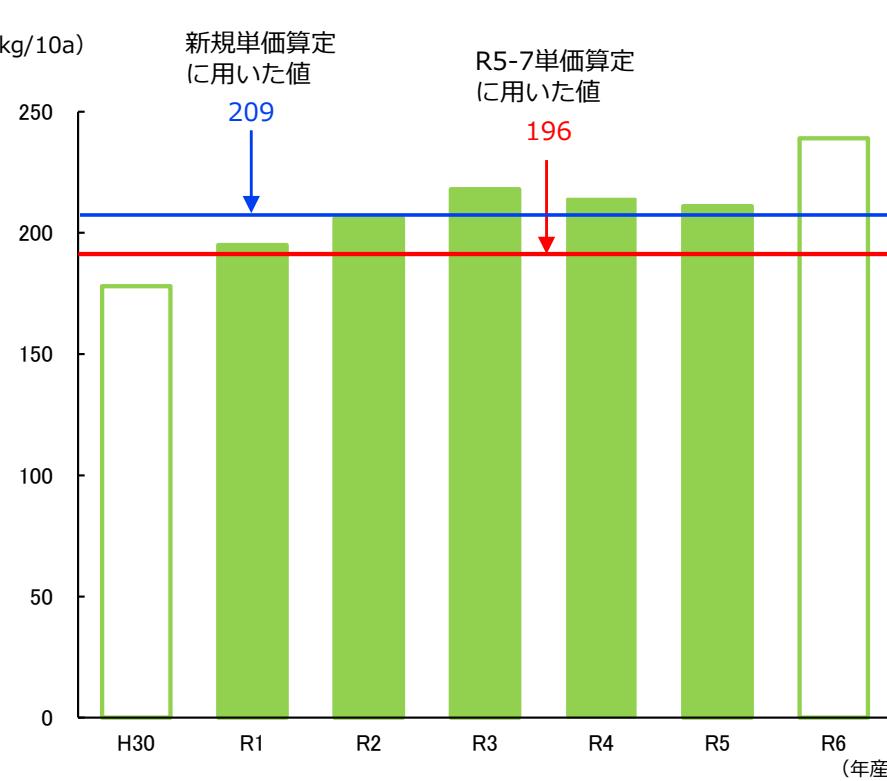
- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加傾向。
- 10a当たり収量は、特に北海道が近年豊作であることから増加傾向。
- 60kg当たり販売価格は、コロナ以降続いている輸入大豆の在庫増や近年の北海道大豆の豊作で市場在庫が多くあることにより下落傾向。

○10a当たり生産費の推移



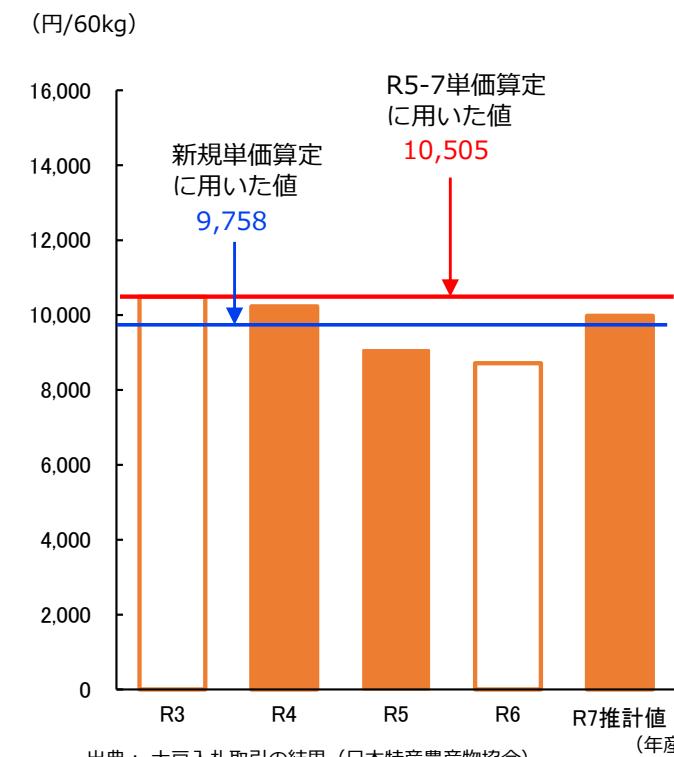
出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、H27～R3の7中5平均の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

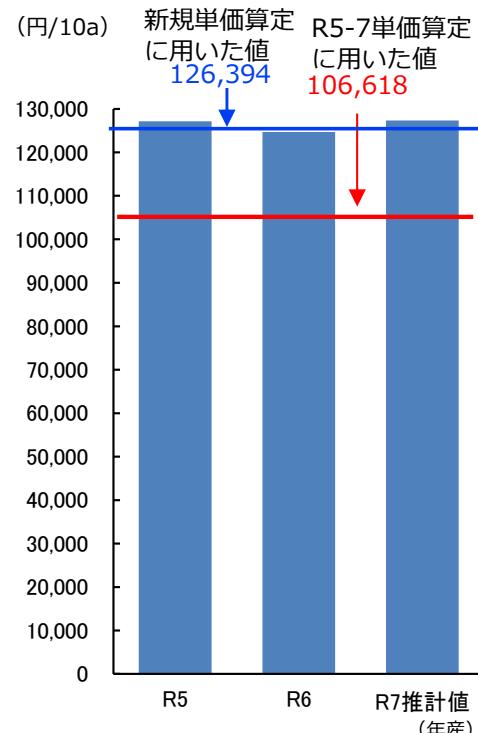


出典：大豆入札取引の結果（日本特産農産物協会）
注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
3：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

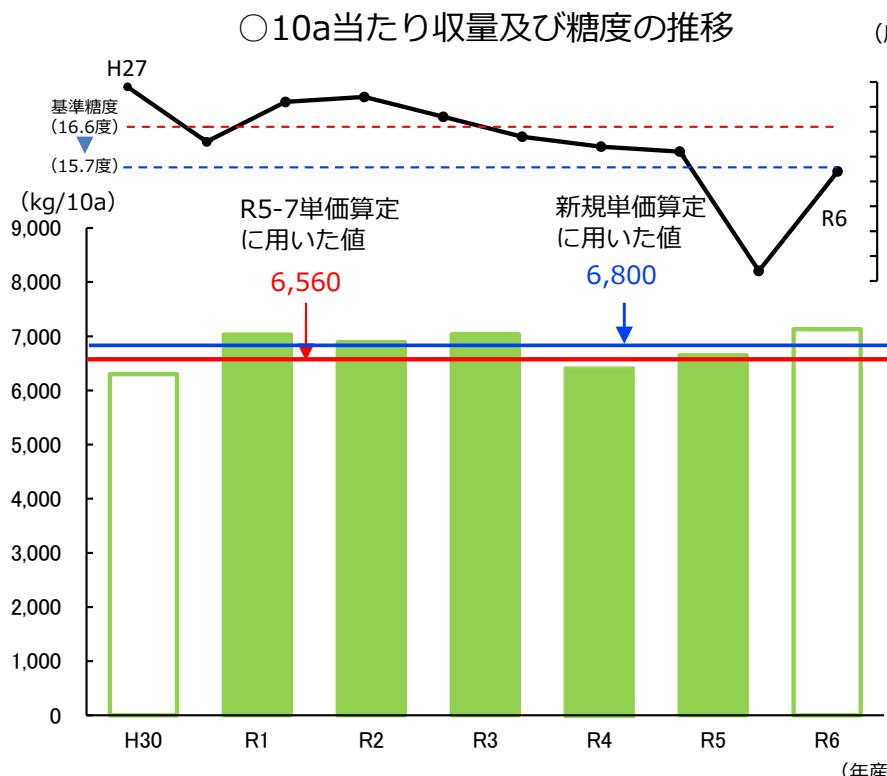
【てん菜】

- 10a当たり生産費は、労働費は減少したものの、肥料費等の増加により増加している。
- 10a当たり収量は、年によって多少の増減はあるものの堅調に推移している一方、糖度は、褐斑病の影響等により低下傾向。
- 1 t当たり販売価格は、国際糖価や円安の進行により上昇傾向。

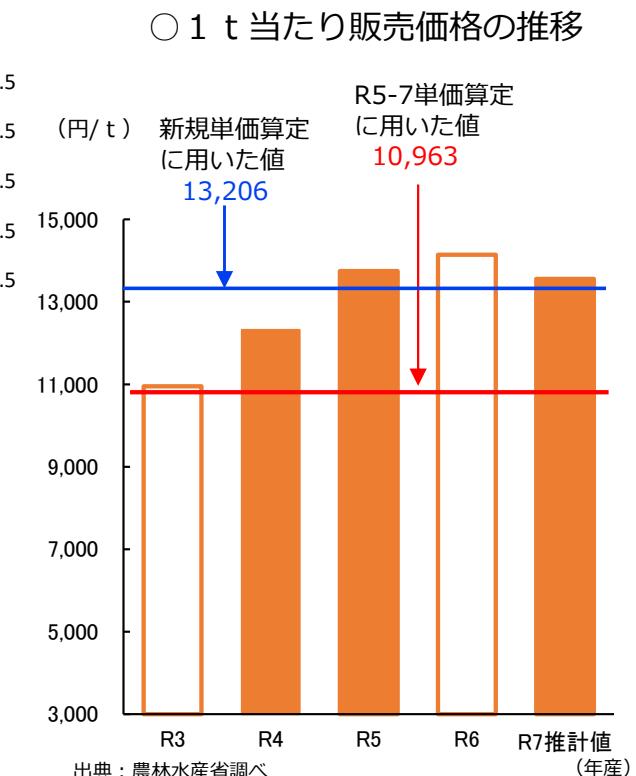
○ 10a当たり生産費の推移



○ 10a当たり収量及び糖度の推移

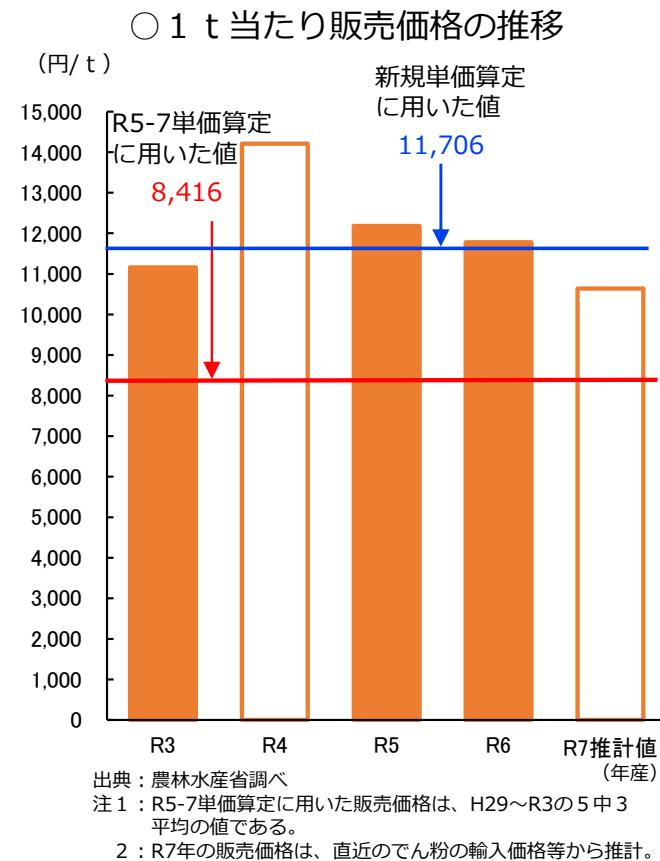
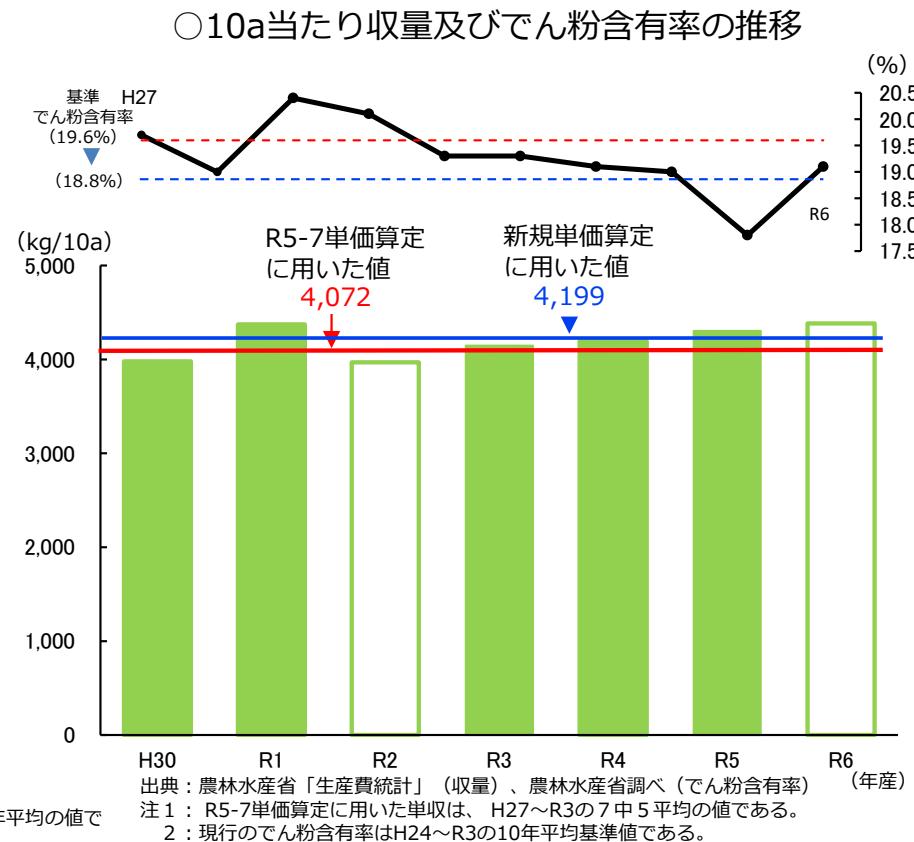
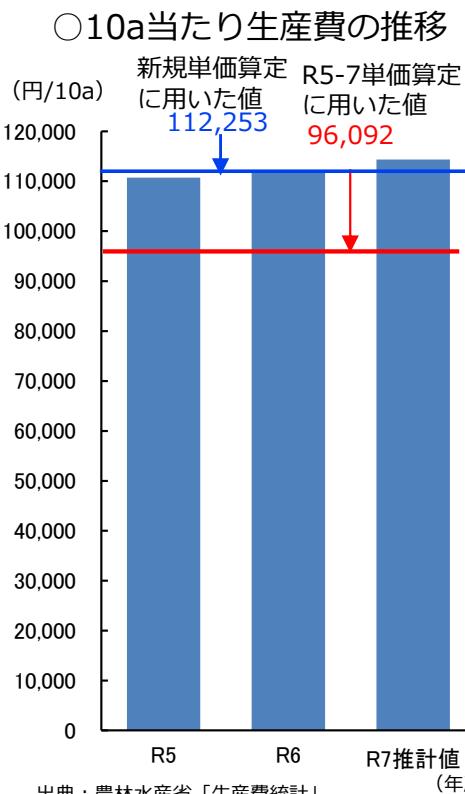


○ 1 t当たり販売価格の推移



【でん粉原料用ばれいしょ】

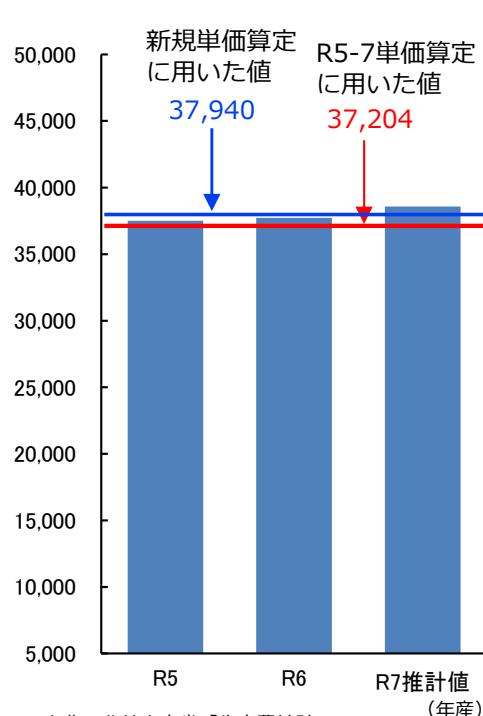
- 10a当たり生産費は、種苗費や薬剤費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、ほぼ横ばいで推移している一方、でん粉含有率は近年減少傾向。
- 1t当たり販売価格は、コーンスターク用とうもろこしの国際相場の上昇や円安の進行により、高水準で推移。



【そば】

- 10a当たり生産費は、概ね横ばいとなっている。
- 10a当たり収量は、年ごとに豊凶のばらつきがあるが、増加傾向。
- 45kg当たり販売価格は、輸入価格の上昇や国産需要の高まり等により上昇傾向にあるが、年次変動が大きい。

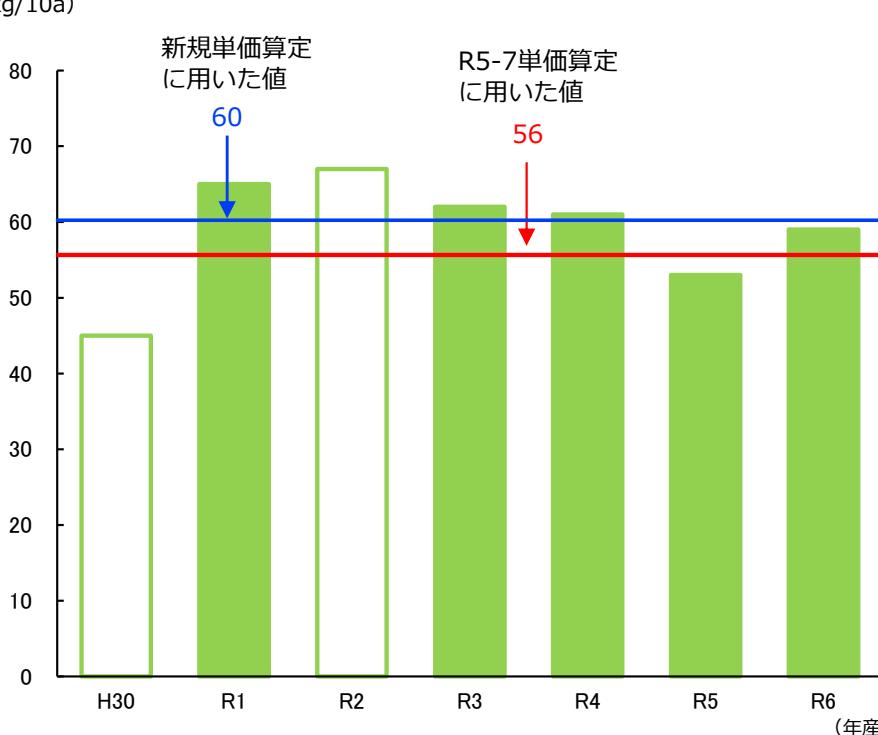
○10a当たり生産費の推移 (円/10a)



出典：農林水産省「生産費統計」

注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

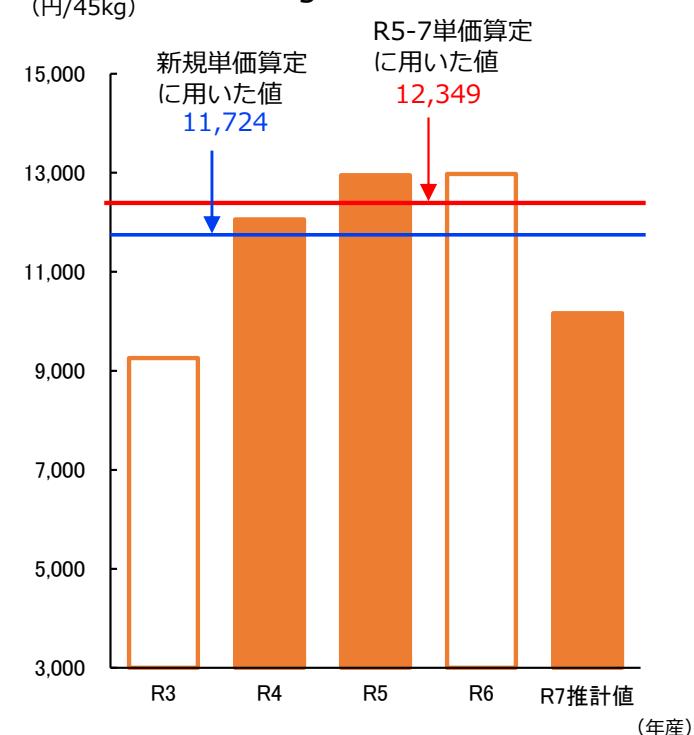
○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」

注：R5-7単価算定に用いた単収は、R3の平均収量（H26～R2の7中5平均）の値である。

○45kg当たり販売価格の推移 (円/45kg)



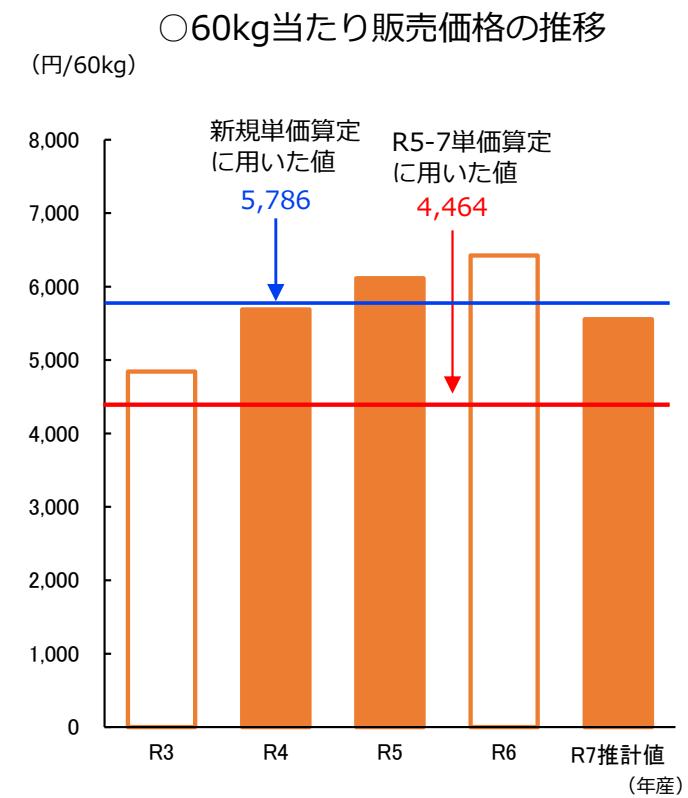
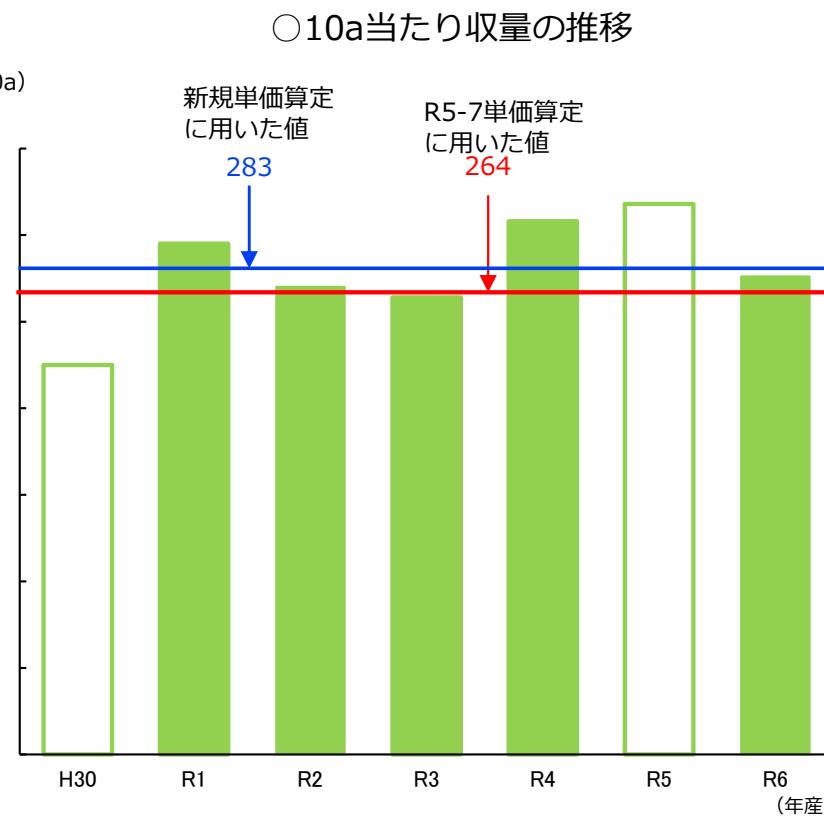
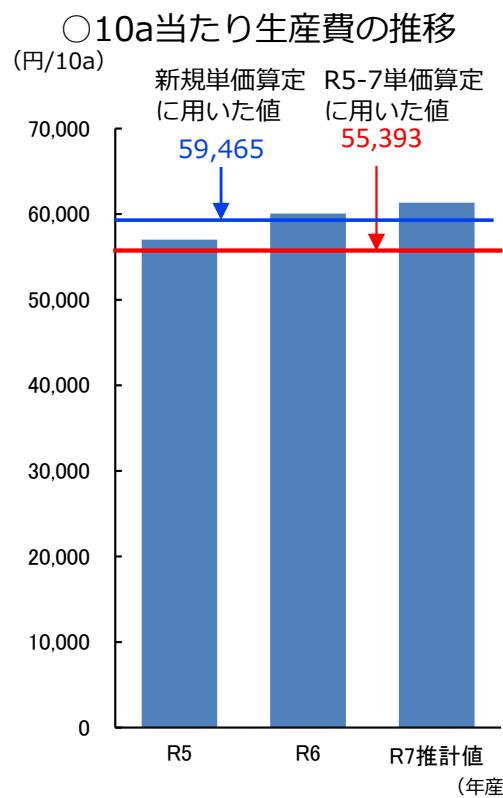
出典：農林水産省調べ

注1：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。

注2：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

【なたね】

- 10a当たり生産費は、肥料費などが増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、年ごとに豊凶のばらつきがあるが、増加傾向。
- 60kg当たり販売価格は、品種切替の進展等により上昇傾向。



出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた生産費は、R1～3の3年平均の値である。

出典：農林水産省「生産費統計」
注：R5-7単価算定に用いた単収は、H27～R3の7中5平均の値である。

出典：生産者団体聞き取り
注1：R5-7単価算定に用いた販売価格は、H29～R3の5中3平均の値である。
2：R7年の販売価格は、過去の動向から推計。

【参考】扱い手経営安定法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの
- 2、3 (略)

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者
 - ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)
- 二、三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金
- 二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2、3 (略)

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補填を図ることを旨としなければならない。

(略)

単価改定に係るスケジュール（案）について

	令和7年 12月 下旬	令和8年								
		1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1. 告示改正										
・単価告示		改正手続き		官報掲載					施行・実施	
・規格告示				改正手続き				官報掲載・施行・実施		
2. 実施要綱等改正					改正手続き				施行・実施	
・実施要綱					改正手続き				施行・実施	
・運用のポイント					改正手続き				施行・実施	
・地域の基準単収		改正手続き			農政局決裁・施行・実施（縦覧）					
・ゲタ対策Q&A		改正手続き						施行・実施		
3. システム関係										
・実施要綱等様式修正		修正手続き		実施						
・単価マスター修正					修正手続き			実施		
・単収マスター修正								実施		
4. 周知関係										
・ブロック説明会			実施							
・関係団体通知		実施								
・ポスター、チラシ等			作成手続き		実施					

府省名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計 食料安定供給特別会計 (農業経営安定勘定)	項	国産農産物生産基盤強化等対策費ほか				
						目	水田活用直接支払交付金ほか				
調査対象予算額				令和4年度(補正後) : 527,806百万円 (参考 令和7年度: 478,184百万円)							
				調査主体		本省と福岡財務支局の共同調査					

①調査事業の概要

【予算の概要】

- 農林水産省は、水田耕作者を対象に麦・大豆等への転作を推進するための水田活用の直接支払交付金(以下「水活」という。)と、認定農業者を対象に麦・大豆といった作物の標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を補填する畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ」という。)を長年実施している。

●水活(戦略作物助成)

小麦、大豆、飼料作物 3.5万円/10a

- 水田で主食用米以外の、麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付。

令和6年度より最低限の収量基準※を設定。

●ゲタ

(面積払)

小麦、大豆 2.0万円/10a

(数量払)

小麦 7,150~7,860円/60kg等

大豆 8,990~10,360円/60kg等

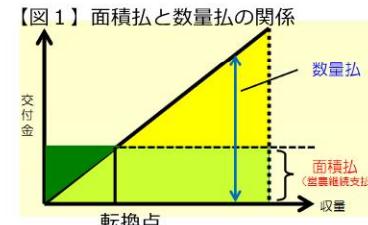
- 数量払を基本とし、その内金として面積払を先払い。

- 面積払は、営農継続に最低限の費用を支弁するものとも位置付けられており、捨て作りを防止する観点から最低限の収量基準※が存在。数量払はいかなる収量であっても、その収量に応じて交付。

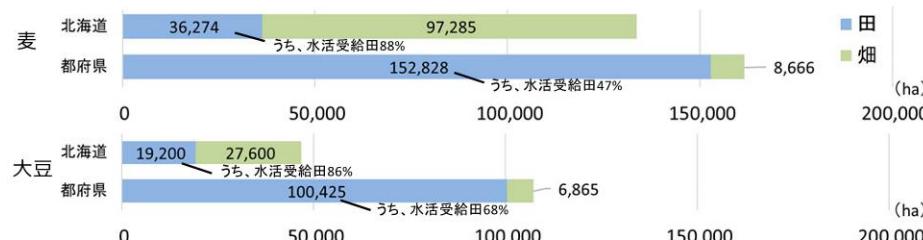
(※) 具体的には、地域協議会ごとに定められた一定の単収(基準単収)の1/2を下回った場合は理由書の提出が必要となり、災害等が理由である場合を除き、不交付。

【転作作物(小麦・大豆)の現状及び調査の背景】

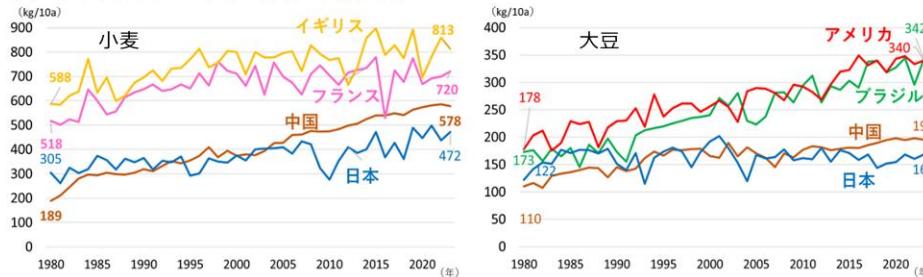
- 小麦や大豆は主食用米からの転作用の作物として利用されており、その生産には、継続的に毎年多額の予算が措置されている。(令和7年度予算 水活: 2,758億円、ゲタ: 2,024億円)
- 一方、小麦・大豆のいずれについても、単位面積当たりの収量(単収)は、諸外国と比べ高い水準にあるとはいえず、多額の交付金が生産性の向上にはつながっていない【図3】。
- しかしながら、①都道府県間で単収の差が大きく、高単収を出している都道府県も存在すること、②経年で単収向上が見られる県も存在することから、本来的には適切な栽培管理が行われれば、単収向上の余地は十分存在するものと考えられる【図4】【図5】。
- 農業人口減少が見込まれる中で、持続的な食料供給を行っていくためには、単収向上が不可欠である。各地域における生産の実態を把握し、関連する補助金をより生産性向上に効果的な仕組みとすることを目的に本調査を実施した。



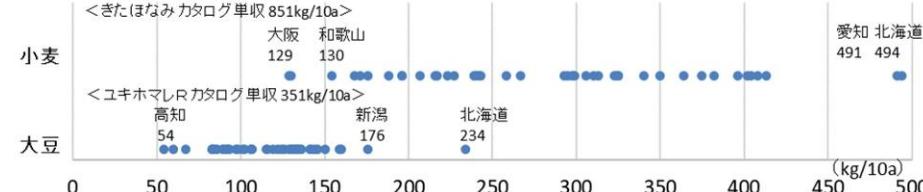
【図2】令和6年産 麦・大豆の作付面積



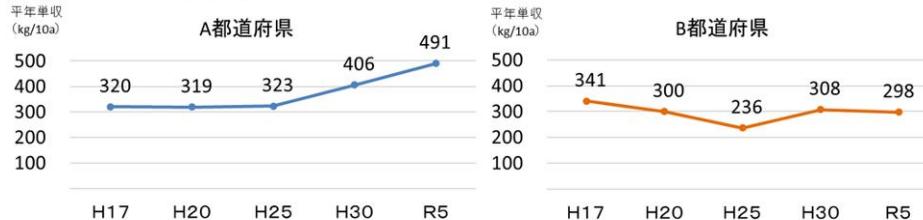
【図3】小麦、大豆の単収の推移の国際比較



【図4】小麦、大豆の都道府県別単収



【図5】小麦の平年単収の推移



②調査の視点

【調査対象年度】令和4年度

【調査対象先数】令和4年度にゲタまたは水活の交付を行った地域再生協議会等 約1,500のうち

<小麦>

データ分析調査 地域再生協議会200先（うち高単収協議会50先、低単収協議会150先） 水活やゲタを受給している小麦生産者 6,281名

現地調査 地域再生協議会45先、都道府県20先

<大豆>

データ分析調査 地域再生協議会10先（うち高単収協議会3先、低単収協議会7先） 水活やゲタを受給している大豆生産者 785名

※データ分析調査は、単収順に協議会を並べ、地域の偏りがないよう考慮した上で、単収上位・下位から順に、一定の受給人数が存在する協議会を機械的に抽出。

※現地調査も同様に単収順に協議会を並べ、地域の偏りがないよう考慮した上で、単収上位・下位から順に、一定の受給人数が存在する協議会を機械的に抽出。

また、水活のみの受給者が多い等一定の特徴がある協議会についても調査。

1. 麦・大豆の栽培管理、制度運用の実態

・水活受給者について、栽培管理は適切に行われているか。

・ゲタは適切に運用されているか。単収、理由書の確認、基準単収の設定等は適切か。

2. 定期点検調査の実態

定期点検調査において、どういった事案が確認されているか。



③調査結果及びその分析

- 本調査は、水田における主要な転作作物として互いに関連する2つの作目（小麦、大豆）について、2つの補助金（水活とゲタ）に着目し、生産の状況と補助金の交付の関係等を調査。その結果、多額の補助金が必ずしも生産性の向上につながっていないほか、そもそも極めて収量の低い生産を行っているにもかかわらず補助がなされている場合もあることが判明した。財政負担に比して、生産性や食料自給率の向上に対する十分な効果は認めがたいことが明らかとなった。

【調査結果と分析】

- (1) 水活：ゲタ受給者に比べ、水活のみを受給している者の単収が低いことが確認された。

<調査結果の詳細>

・水活のみを受給している者が全調査先のうち3割に存在し、水活のみを受給している者の単収は、ゲタ受給者の単収と比べ、半分程度にとどまっている。

<分析>

・水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないか。

③調査結果及びその分析

(2) 大豆：単収が極めて低く、本来単収向上のインセンティブである数量払が形骸化し、理由書の確認等も不適切な現状が確認された。

<調査結果の詳細>

- 制度が想定する通常の生産者が実際は少なく【図7の●】、極端な低単収とされる90kg/10a以下の者が極めて多く、かつ、この10年でも増加。
- 数量払が受給できる収量に達していない者の割合も多い【図7の●】。
- 基準単収の1/2を下回り、理由書提出を行った上で、面積払を受給している者がゲタ受給者のうち30%と極めて多く、理由書の確認も不十分ではないかと考えられる【図7の●】。
- 交付・不交付の判断についても、個別の農政局管内で誤認に基づく運用を確認。
- 農林水産省による定期点検調査でも、そもそも作付けがない等全く栽培意欲がないと考えられるにもかかわらず、交付申請がなされている実態を確認。

<分析>

- 水活も含めた面積払の単価が高過ぎる水準となっており、適切な栽培管理を行なうインセンティブが働かず、この10年間で単収が下がってしまったのではないか。
- 理由書の確認等の運用も不適切であり、改善が必要。

(3) 小麦：捨て作り防止のために設けられている基準単収が実態より低く、足元の単収を適切に反映しない基準となっていることや単収のバラツキ等が確認された。

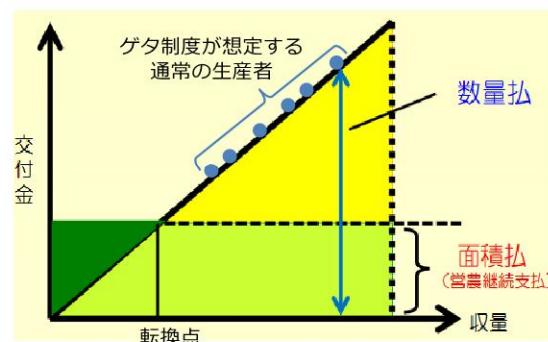
<調査結果の詳細>

- 7～8割の協議会において、実際の平均単収より基準単収が低い。
- 制度が想定する通常の生産者がきちんと存在するが【図8の●】、いかに低い単収であっても、現行制度上、数量払は受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例も発生【図8の●】。
- 各協議会、生産者間でも単収にバラツキが大きい。

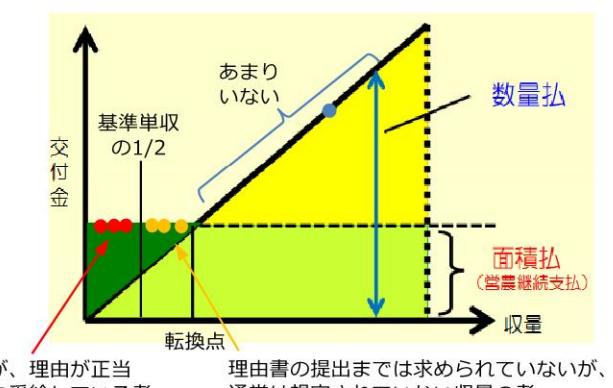
<分析>

- 足元の単収を、より適切に反映する基準単収の設定とすべきではないか。
- 生産性の向上が望まれる。

【図6】制度上、通常想定されている生産（イメージ）



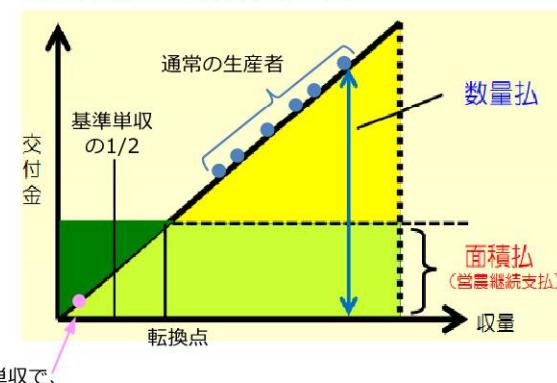
【図7】実際の大豆生産（イメージ）



理由書の提出が必要だが、理由が正当であるとされ、面積払を受給している者

理由書の提出までは求められていないが、通常は想定されていない収量の者

【図8】実際の小麦生産（イメージ）



低単収で、
数量払のみ受給している者

【図9】現地調査で確認した圃場の例（小麦）



④今後の改善点・検討の方向性

- 現行の補助金制度（水活、ゲタ）による小麦・大豆の生産支援では、**多額の予算措置が適切な生産や生産性の向上につながっていない**。その原因是、多額の補助金を背景に、**きちんとした栽培管理に基づく適切な生産ではなく、単なる転作の実施や極端な低単収での栽培を行っている地域が多い**ことにあると考えられる。
- 上記のような生産状況に対しても、単に転作・生産していることを元に補助金が交付される現行制度は不合理であり、以下のとおり、**予算措置の在り方を抜本的に見直すべき**。

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

- 水活は、水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないか。**生産性要件を設けるほか、適切な栽培管理がなされる交付単価に見直すべき**。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 大豆は、多くの生産者において収量が極めて低くなってしまっており、生産性向上のインセンティブであるはずの数量払が機能していない。数量払が生産性向上のインセンティブとして機能するよう、**面積払の交付単価を見直す等、抜本的な措置が取られるべき**。
- 基準単収の1/2という収量基準を下回るにもかかわらず、①多くの者が面積払の交付を受けている、②誤認に基づく不適切な制度運用が行われている地域がある、③通常時から基準単収の1/2を下回っている者に対しても交付を行っているなど、理由書の審査が形骸化している状況にある。誤認に基づく独自運用の廃止を徹底するほか、**理由書の審査を適正化し、真に不可抗力と考えられる事案にのみ面積払が交付されるべき**。また、**通常から基準単収1/2を下回っている者に対しては、面積払の交付を行わないこととすべき**。
- 立入調査の結果、補助金の交付申請をしているにもかかわらず、作付けがなされていない、雑草が繁茂しているといった、適切な栽培が行われていない事例については、**悪質な交付申請者（虚偽申請）と考えられ、再発防止のための厳格な措置が取られるべき**。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

- 捨て作りの防止のために設けられている基準単収が、実態より低く、足元の単収を適切に反映しない基準となっているため、捨て作り防止効果が弱く、また交付単価が過大となっている可能性がある。**基準単収について、足元のゲタ受給者の平均単収を適切に反映した水準に見直すべき**。
- ゲタの数量払は、どんなに低い単収であっても、現行制度上、受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例が存在する。補助金である以上、適切な栽培の実施を求めるべき。

(参考) 調査結果及び分析の詳細

(1) 水活：水活のみ受給者は単収が低い

- ゲタ受給者に比べ、水活のみを受給している者の単収が低いことが確認された。

・全データ分析調査先の約3割において、小麦を栽培しているものの、ゲタは受給せず、水活のみを受給している生産者が確認された。そのうち20協議会では水活のみ受給者の割合が50%を超えた。また、現地調査にて、協議会ごとに水活のみ受給者の単収を確認したところ、ゲタ受給者の実際の平均単収と比較すると、約半分程度にとどまっている【図10】【図11】。

- 水活は、水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないか。特に交付単価が不適切に高く、生産者が収量を追求しない制度となっているのではないか。

(2) 大豆：大豆の生産者は極端に低単収、数量払の形骸化

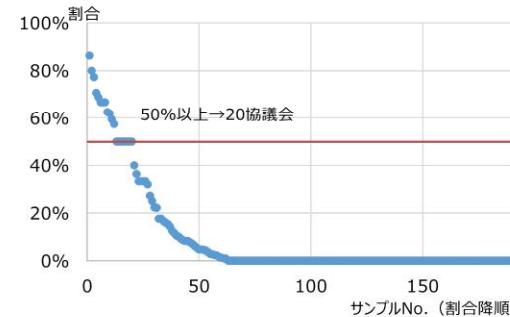
- 大豆の単収は極めて低く、数量払が形骸化している。

・平成24年に単価算定（面積払2万円（現時点と同額））を行った際は、「大豆については、捨て作り等の影響を排除するため、極端な低単収農家（90kg/10a以下）のデータを除いて交付単価を算定。」とされたが、現在では、極端な低単収（90kg/10a以下）である生産者が高単収グループでも26%、低単収グループでは71%も存在している。これらの者の大豆の生産量は平成24年当時は全体の1%程度であったのが、現在では6%程度まで上昇【図12】。

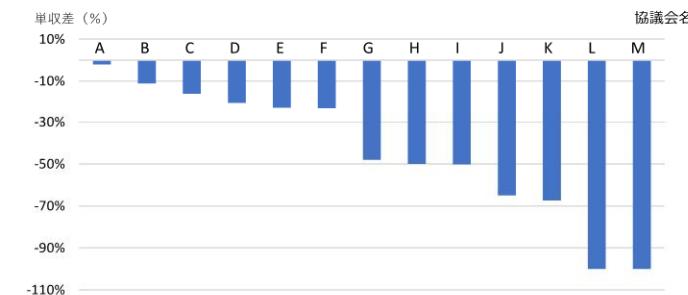
・単収が極めて低いために、ゲタ受給者のうち、数量払が受給できる収量に達している者の割合も少ない。数量払は、本来は単収向上のインセンティブとして措置されているが、実際にはインセンティブとしては機能していない【図13】。

- 水活も含めた面積払の単価が高過ぎる水準となっており、適切な栽培管理を行なうインセンティブが働かず、この10年間で単収が下がってしまったのではないか。

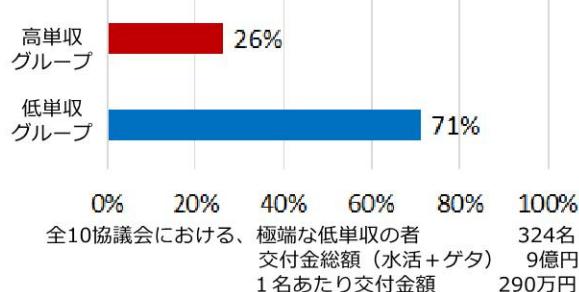
【図10】小麦生産者に占める水活のみの受給者割合



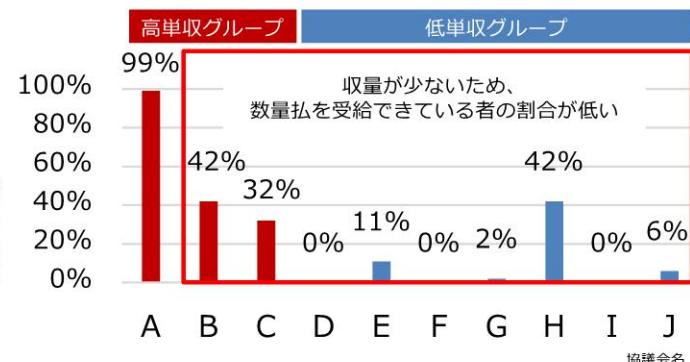
【図11】協議会における水活のみ受給者の単収とゲタ受給者の平均単収との差（平均単収を100%とし、差を計算）



【図12】ゲタ受給者のうち、極端な低単収（90kg/10a）の者の割合



【図13】ゲタ受給者に占める数量払受給者の割合



(参考) 調査結果及び分析の詳細

(2) 大豆：理由書確認が不適切

- また、**大豆では、理由書の確認や制度運用が不適切であった。**

- ・基準単収の1/2を下回っているにもかかわらず、面積払を受給している者が極めて多く存在（生産者の約30%）。本来は基準単収の1/2を下回る場合は、正当な理由がなければ、面積払が支給されないはずだが、これだけ多くの者が面積払の受給を認められているということは、理由書の確認が不適切なのではないか【図14】。
- ・例えば、当該農業者の通常の単収値（=理由書に添付の農業共済の書類上の基準単収量）が基準単収の1/2を下回っており、特殊要因とは認められないにもかかわらず交付がなされている例や、本来の施肥量、防除が行われているとは考えられないにもかかわらず交付がなされている例が存在。
- ・また、特定の農政局管内では、基準単収の1/2を下回っても、理由のいかんを問わず、3年連続でなければ交付金の返還は求めないとの誤認に基づく運用が行われていた。

- 本来想定されている制度運用（理由書の内容の適切な確認、誤認に基づく独自運用の廃止）が行われるべき。また、普段から基準単収1/2を下回っている者に対しては、面積払の交付を行わないことすべき。

(2) 大豆：作付実態を伴わない交付申請

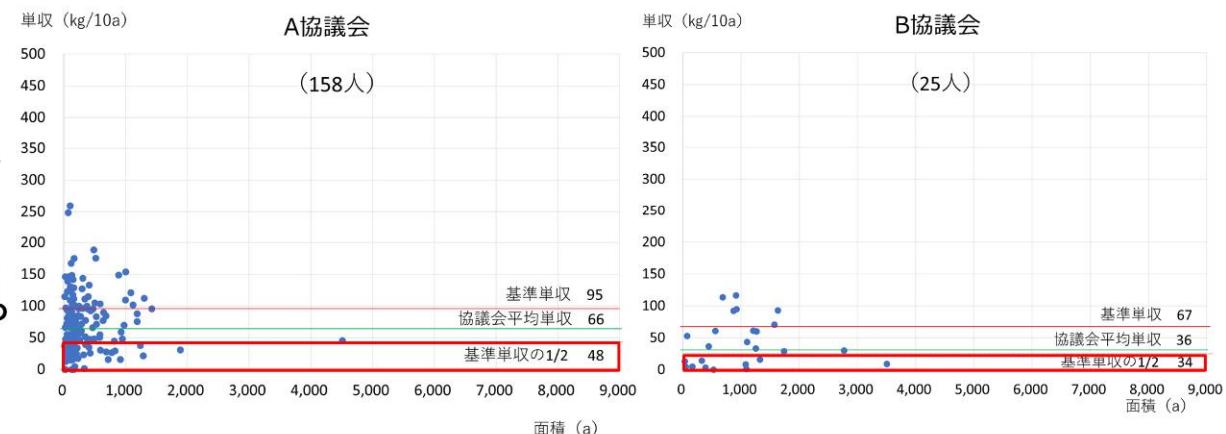
- 全協議会に対する抽出調査でも、**作付け実態を伴わない交付申請**が確認された。

- ・農林水産省は、定期点検調査として全協議会を5年で1巡するよう、各地域協議会を選定の上、交付申請者を一定数抽出し、栽培管理等の確認を行っている。このうち、令和2年度に指導に至った事例の作物及び指導理由を調査したところ、作物別では大豆が多く、指導理由は実際には作付けがなされていない、雑草が繁茂しているといった理由が全体の90%【図15】【表】。

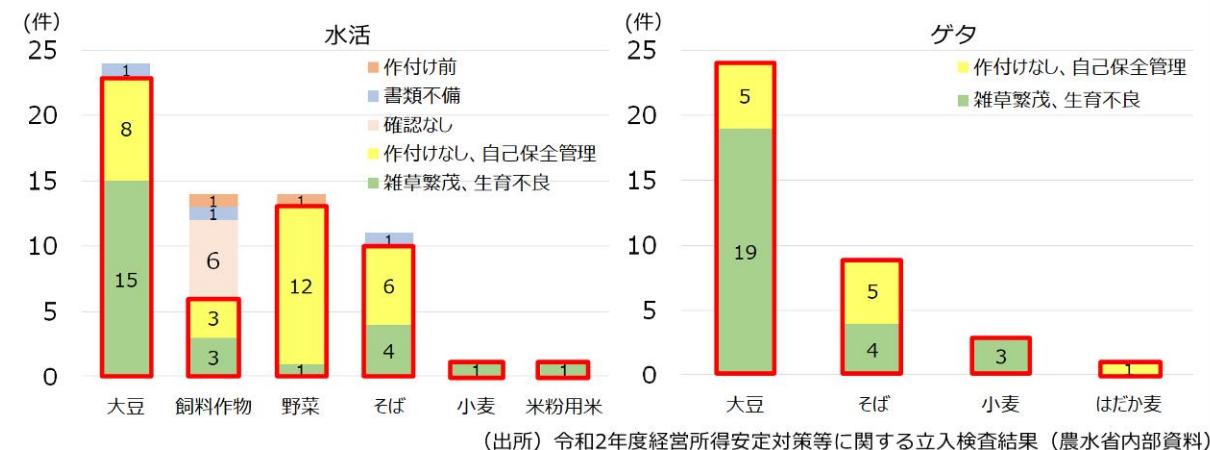
- ・水活のみに限っても、「作付けなし」や「雑草繁茂」といった全く栽培意欲がないにもかかわらず、補助金申請が行われた事案が約12,000件/年もの頻度で発生しているおそれがある。（全数の0.5%程度が調査対象とされたことから機械的に試算）

- 悪質な交付申請には厳格に対応すべき。

【図14】大豆のゲタ受給者の面積及び単収の分布の事例



【図15】立入検査による指導件数の作物別・類型別内訳（水田活用の直接支払交付金、畠作物の直接支払交付金）



【表】令和2年度定期点検調査

交付金名	交付申請件数	調査実績	指導件数
ゲタ	42,185	522(1.2%)	37
水活	319,921	1,486(0.5%)	65

(参考) 調査結果及び分析の詳細

(3) 小麦：基準単収、数量払制度の適切性

- ゲタにおいて、収量基準として用いられている基準単収は、ゲタ受給者の平均単収（以下「協議会単収」という。）ではなく、ゲタ受給者以外も含めた平均単収となっているため、**基準単収は協議会単収より低くなっている**。ゲタ制度においてはゲタ受給者のデータを用いることとする等、**乖離を縮めるべきではないか**。

・ゲタの基準単収は、当該地域の単収（直近7年間のうち、最大・最小値を除いた5年分の平均）から算出され、ゲタ受給者以外も含めた、地域における平均的な収量を示す概念となっている。令和4年産のゲタ受給者平均単収と、基準単収を比較すると、7～8割の協議会で、ゲタ受給者の実際の平均単収である**協議会単収が基準単収を超えていた**。特に低単収の協議会においては、**協議会単収が基準単収の2～3倍と大きく基準単収を上回る**事例も多く確認された【図16】【図17】。

・基準単収はゲタの面積払交付を判断する際の収量基準として用いられているが、協議会単収との乖離が大きく（約20～30%ポイント）、**緩い収量基準となってしまっているのではないか**。また、基準単収は交付単価の決定要因となっているが、不適切に低い単収が用いられると、交付単価が高く算定されることになるのではないか。

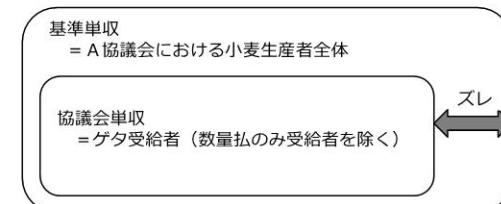
(参考) 数量払の交付単価

交付単価＝「10a当たり生産費/単収－販売価格」で決定されるため、実際よりも低い単収を使用した場合、交付単価が高く算定されることとなる。

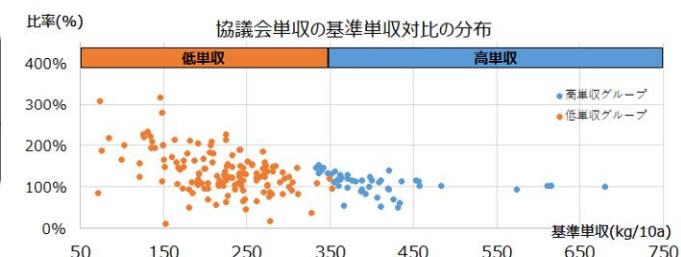
- また、**ゲタの数量払は、いかに低い単収であっても、現行制度上、受給可能**であるため、面積払における捨て作り防止のための収量基準を下回る低単収でも数量払を受給している事例が存在している（今回の調査においては、小麦生産者の約0.4%（20人）と推定）。**補助金である以上、一定程度の適切な栽培を求めるべきではないか**。

- なお、各協議会、生産者間でも単収にはバラツキが大きく、生産性の向上が望まれる【図18】。

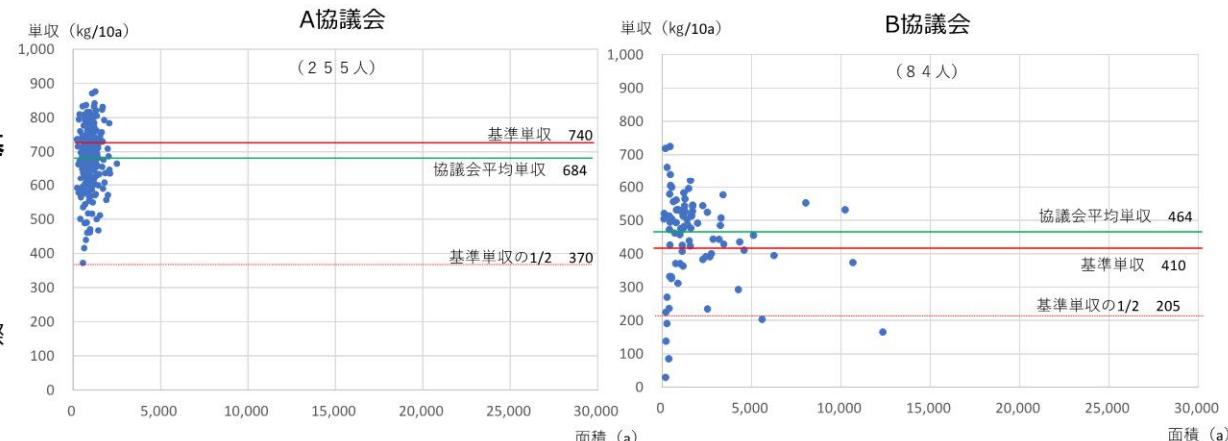
【図16】基準単収と、協議会単収の算出対象



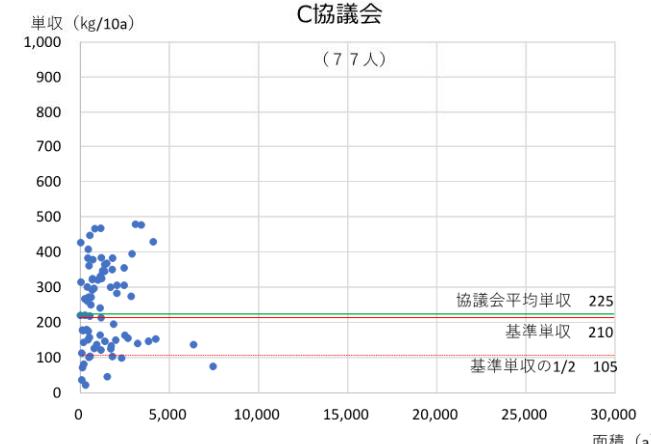
【図17】小麦の協議会単収と基準単収の比較



【図18】小麦の生産状況



C協議会



ゲタ対象品目の現状と課題について

令和7年12月
農林水産省

目 次

1. 小麦	1
2. 大麦・はだか麦	3
3. 大豆	5
4. てん菜	7
5. でん粉原料用ばれいしょ	9
6. そば・なたね	11

品目別の現状と課題（小麦）

- 近年では、小麦の作付面積が増加しており、単収の高い品種の開発・普及が進んだことなどから、生産量は増加傾向。外国産に劣らない品質の銘柄も増えているものの、国内消費仕向量に占める国内生産量の割合は15～17%で推移。
- 生産者の急速な規模拡大に伴い、農地の分散による労働時間の下げ止まりや営農技術の励行が不十分な事例も見受けられる。また、生産・需要等での調整が進まず、品種が円滑に切り替わっていない例も見られる。
- 産地・年産ごとに生産量・品質の変動が大きく、安定供給体制の確立が重要。
- また、安定供給に向け、生産量の増加に対応した物流機能の確保を図ることが課題。

○ 消費量に占める国内生産量の割合の推移

	国内生産量(トン) ①	国内消費仕向量(トン) ②	①／②
令和2年度	949	6,412	15%
3年度	1,097	6,421	17%
4年度	994	6,469	15%
5年度	1,094	6,312	17%
6年度	1,029	6,502	16%

資料：食料需給表

注：令和6年度の数値は概算値である。

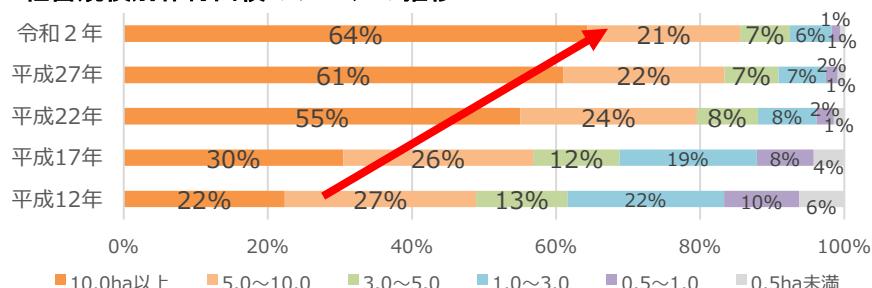
○ 品種別作付面積（上位5品種）

品種	育成年次	作付面積(ha)	作付比率
きたほなみ	H19	90,716	39.2%
ゆめちから	H20	21,430	9.2%
シロガネコムギ	S49	16,270	7.0%
さとのそら	H21	15,303	6.6%
春よ恋	H11	15,169	6.5%
上位5品種計		158,888	68.6%
作付面積		231,700	100

注：令和5年産実績。穀物課調べ。

注：青字は平成19年以前に開発された品種。また、合計はラウンドの関係で必ずしも一致しない。

○ 経営規模別作付面積のシェアの推移



資料：農林業センサス

注：平成17年までは販売農家、平成22年からは経営体の規模別作付面積のシェアの推移

○ 小麦の生産量の推移



資料：作物統計

注：令和7年産の数値は概数値である（第1報）。

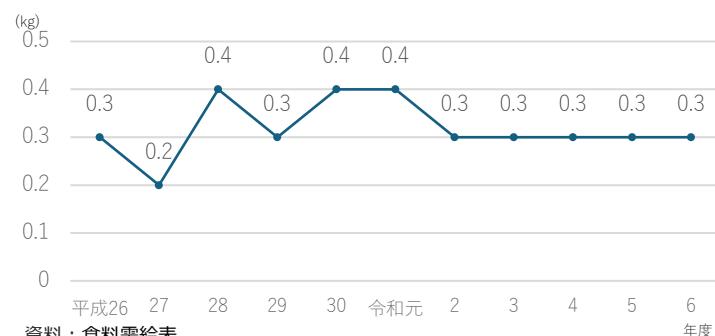
品目別の対応方針（小麦）

	【課題】	【対応方針】
生産対策	<ul style="list-style-type: none"> 急速な規模拡大により、農地の分散による労働時間の下げ止まりや営農技術の励行が不十分な例も増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上・品質の高位安定化のため、 <ul style="list-style-type: none"> ①施肥・防除体系の構築等（最大2千円/10a） ②DONの予防・低減対策による生産性向上に向けたモデル的な実証の取組 ③機械の導入 <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p style="color: red;">【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策：157億円の内数】等</p> <p>などの取組を支援。</p>
流通対策	<ul style="list-style-type: none"> 産地ごと、年産ごとに生産量・品質の変動が大きいため、数量・品質の安定供給体制の確立が重要。 生産量の増加に対応した物流機能の確保を図ることが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 国産小麦を安定的に供給するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①豊作時に保管し、不作時に供給する、調整保管機能を果たすストックセンターの整備 ②既存の倉庫を活用して一定期間保管する場合の保管料・流通経費 ③産地と実需者等が連携して取り組む新たな生産・流通等モデルづくり <p style="color: red;">【新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち、麦・大豆ストックセンター整備対策：20億円】等</p> <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p>などの取組を支援。</p>
消費対策	<ul style="list-style-type: none"> 国産小麦については、近年、外国産に劣らない品質の銘柄も増えているが、国産麦への切替えに踏み切れない食品製造事業者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品製造事業者に対して、輸入原材料から国産への切替えや国産小麦の更なる利用拡大を促すため、 <ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備等の導入 ②新商品開発 ③新商品のP R <p style="color: red;">【新基本計画実装・構造転換支援事業：617億円】等</p> <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p>などの取組を支援。</p>

品目別の現状と課題（大麦・はだか麦）

- 大麦・はだか麦の消費量は安定的に推移。近年は焼酎用を中心に外国産から国産への切り替えも見られるものの、こうした動きは一部にとどまっており、国内消費仕向量に占める国内生産量の割合は12%程度で推移。
- 生産者の急速な規模拡大に伴い、農地の分散による労働時間の下げ止まりや営農技術の励行が不十分な事例も見受けられる。また、品種の更新も引き続き推進していく必要。
- 産地・年産ごとに生産量・品質の変動が大きく、安定供給体制の確立が重要。

○ 食糧用大麦及びはだか麦の消費量の推移（1人1年当たり）



資料：食料需給表

注：令和6年度の数値は概算値である。

○ 品種別作付面積（二条大麦の場合。上位5品種）

品種	育成年次	作付面積(ha)	作付比率
はるか二条	H25	8,939	23.0%
サチホゴールデン	H18	8,557	22.0%
ニューサチホゴールデン	H27	8,382	21.5%
はるしづく	H17	3,154	8.1%
札育2号	H28	1,578	4.1%
上位5品種計		30,610	78.7%
作付面積		38,900	100

注：令和5年産実績。穀物課調べ。

注：青字は平成19年以前に開発された品種。また、合計はラウンドの関係で必ずしも一致しない。

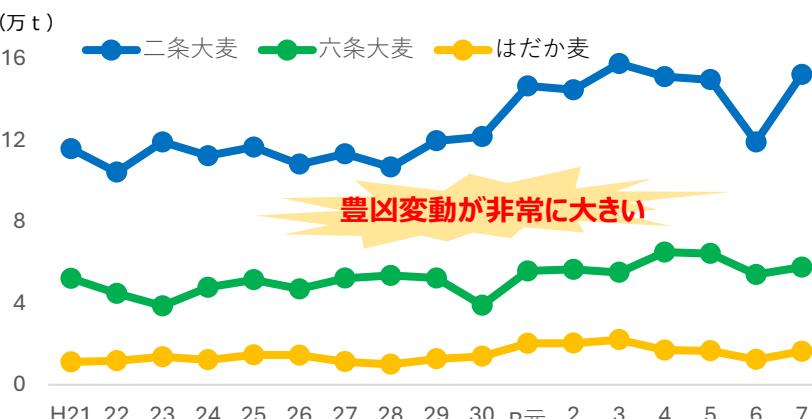
○ 消費量に占める国内生産量の割合

	国内生産量(㌧)①	国内消費仕向量(㌧)②	①／②
	①	②	
令和2年度	221	1,846	12%
3年度	235	1,929	12%
4年度	233	1,996	12%
5年度	233	1,965	12%
6年度	185	1,963	9%

資料：食料需給表

注：令和6年度の数値は概算値である。

○ 生産量の推移



資料：作物統計

注：令和7年産の数値は概算値である（第1報）。

品目別の対応方針（大麦・はだか麦）

	【課題】	【対応方針】
生産対策	<ul style="list-style-type: none"> 急速な規模拡大により、農地の分散による労働時間の下げ止まりや営農技術の励行が不十分な例も増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上・品質の高位安定化のため、 <ul style="list-style-type: none"> ①施肥・防除体系の構築等（最大2千円/10a） ②DONの予防・低減対策による生産性向上に向けたモデル的な実証の取組 ③機械の導入 <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p style="color: red;">【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策：157億円の内数】等などの取組を支援。</p>
流通対策	<ul style="list-style-type: none"> 産地ごと、年産ごとに生産量・品質の変動が大きいため、数量・品質の安定供給体制の確立が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 国産大麦・はだか麦を安定的に供給するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①豊作時に保管し、不作時に供給する、調整保管機能を果たすストックセンターの整備 ②既存の倉庫を活用して一定期間保管する場合の保管料・流通経費 ③産地と実需者等が連携して取り組む新たな生産・流通等モデルづくり <p style="color: red;">【新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち、麦・大豆ストックセンター整備対策：20億円】等</p> <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p style="color: red;">などの取組を支援。</p>
消費対策	<ul style="list-style-type: none"> 国産大麦・はだか麦について、近年、焼酎用を中心に外国産から国産への切替えが進んでいるが、更なる需要の掘り起しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 産地と連携した輸入原材料から国産への切替えや更なる国産大麦・はだか麦の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備等の導入、 ②新商品開発、 ③新商品のP R <p style="color: red;">【新基本計画実装・構造転換支援事業：617億円】等</p> <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p> <p style="color: red;">などの取組を支援。</p>

品目別の現状と課題（大豆）

- 大豆の自給率は7%だが、全体の約7割を占める油糧用がほぼ輸入大豆であり、食用国産大豆の自給率は24%。実需者から旺盛なニーズがあり、**今後も需要は堅調に伸びる見込み**。
- 国産大豆は**年産ごとに生産量の変動が大きく安定供給体制の確立が急務**となっている。
- 排水対策等が不十分であることに加え、国内の大蔵生産者の急速な規模拡大により、**担い手の労働負担増による適期作業の逸失等が発生していることが、単収伸び悩みの要因となっている**。
- 今までにも新品種も開発されてきたが、生産・需要での評価等に時間がかかる等して、**品種の更新が遅れている**。令和5年及び令和6年に育成された極多収大豆「そらシリーズ」の普及を推進中。

○ 食用大豆の需要見込み

R5年度実績数量 (千t)		R11年度 需要見込み	
うち 国産		うち 国産	
1029	247	111%	131%
			131%

注：R4年実績数量は「食料需給表」を基に、穀物課推計。

注：R10年需要見込みは各業界団体からのアンケート結果（n=121）を基に、穀物課推計。

なお、需要見込みについては、R5年度の実需者実績を基準とした比率を示す。

○ 品種別作付面積（上位5品種）

品種	育成年次	作付面積 (千ha)	作付比率
フキュタカ	S55	27.1	18%
ユキホマレ	H13	16.0	10%
里のほほえみ	H20	15.8	10%
リュウホウ	H7	13.6	9%
ユキホマレR	H21	8.5	5%
上位5品種計		81.0	52.4
作付面積		154.7	100

注：青字は平成19年以前に開発された品種

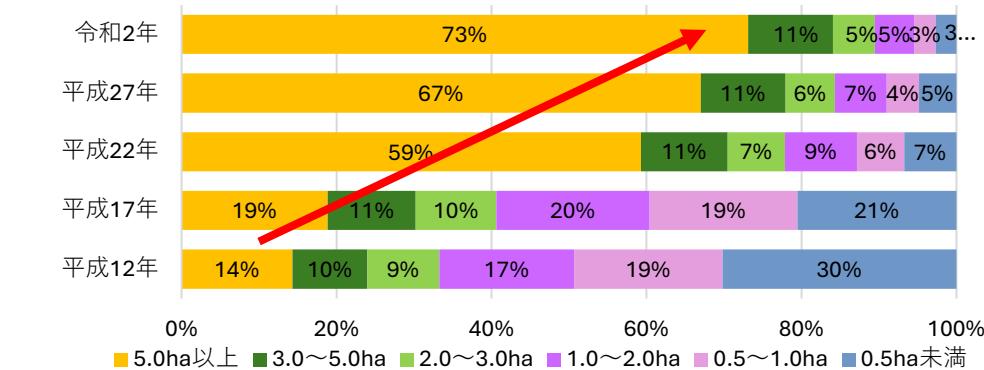
注：令和5年産実績。穀物課調べ。

○ 生産量の推移



資料：作物統計

○ 経営規模別作付シェアの推移



資料：農林業センサス

注：平成17年までは販売農家、平成22年からは経営体の規模別作付面積のシェアの推移

品目別の対応方針（大豆）

【課題】

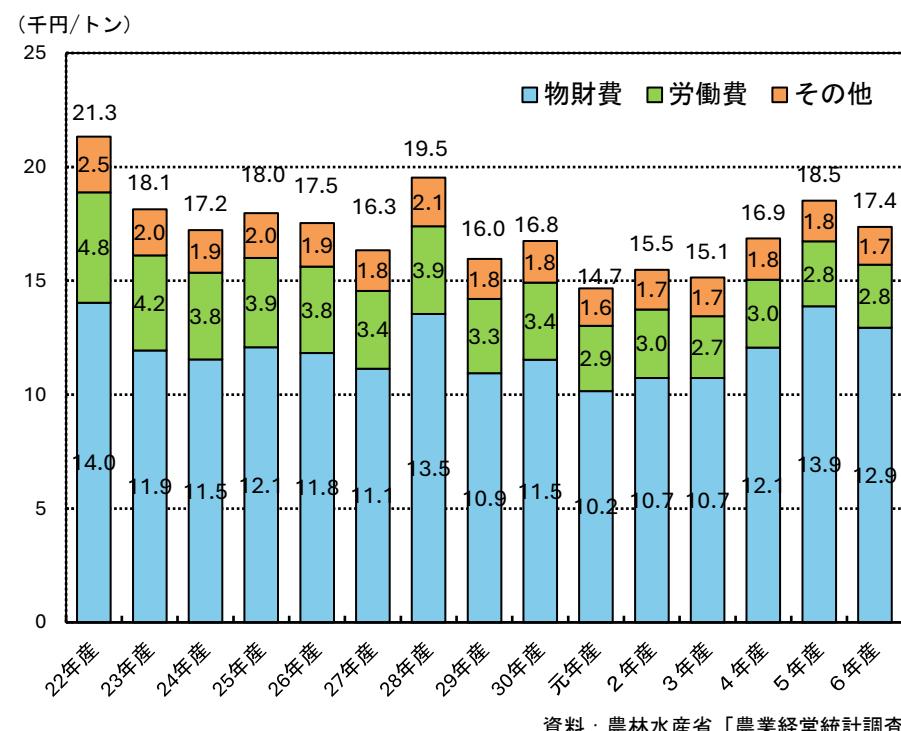
【対応方針】

生産対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からの問題となっている湿害・病害に加え、急速に進展する大規模化による担い手の労働負担増による適期作業の逸失等が発生。 ・品種の更新が遅れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上・品質の高位安定化のため、 ①極多収大豆の種子生産も含めた、生産性向上に向けたモデル的な実証の取組 ③機械の導入 などの取組を支援。 <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策：157億円の内数】等</p>
流通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・年産ごとの生産量の大きな変動は国産利用拡大のボトルネックであるが、緩衝機能が流通上存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国産大豆を安定的に供給するため、 ①豊作時に保管し、不作時に供給する、調整保管機能を果たすストックセンターの整備を支援。 <p style="color: red;">【新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化：20億円】等</p> ②既存の倉庫を活用して一定期間保管する場合の保管料・流通経費。 ③産地と実需者等が連携して取り組む新たな生産・流通等モデルづくり <p style="color: red;">【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p>
消費対策	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な需要はあるにもかかわらず、価格・供給面の不安定さに起因するリスクにより実需が利用拡大に踏み切れない。 ・産地と実需の結びつきが希薄。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地と連携した輸入原材料から国産への切替えや更なる国産大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、 ①施設・設備等の導入、 ②新商品開発、 ③新商品のP R などへの取組を支援。 <p style="color: red;">【新基本計画実装・構造転換支援事業：617億円】等 【国産小麦・大豆供給力強化総合対策：50億円】</p>

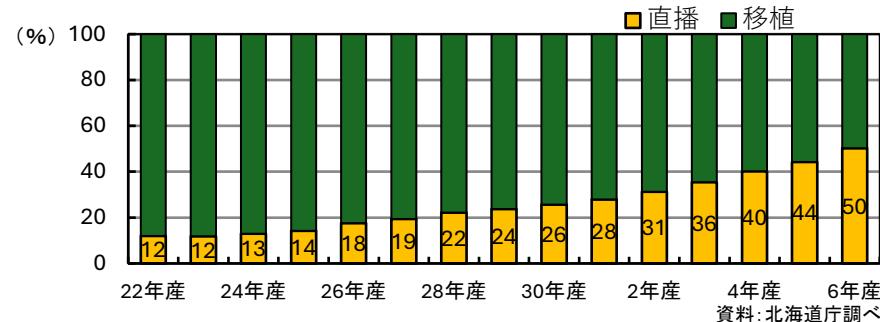
品目別の現状と課題（てん菜）

- てん菜は労働時間全体に占める育苗・定植作業の割合が高く、10a当たりの投下労働時間は、直播栽培の普及等に伴い減少傾向にあるものの、依然として他の畑作品目に比べ長い。また、1トン当たり生産費は、労働費が減少傾向にあるものの、肥料費等の物財費が増加している。
- このため、直播栽培の更なる拡大や物財費の低減等により、一層の省力化・コスト低減を図る必要。
- また、国内の砂糖の消費量は、消費者の低甘味嗜好等により長期的に減少傾向で推移。

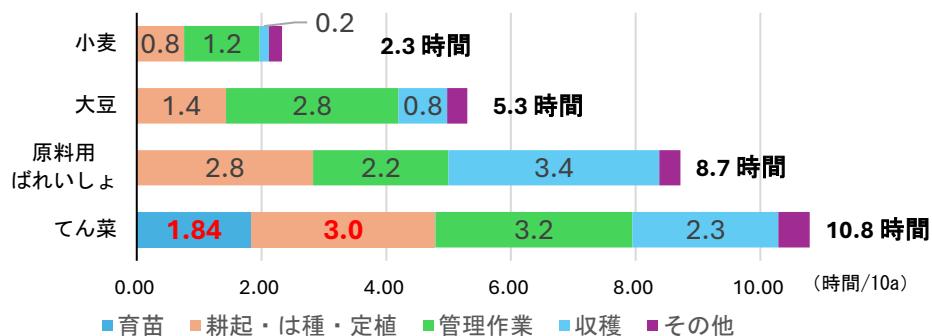
○ てん菜の生産費（1トン当たり）の推移



○ てん菜生産に占める直播栽培の割合の推移



○ 10a当たりの作業別直接労働時間（北海道、個別経営、令和5年産）



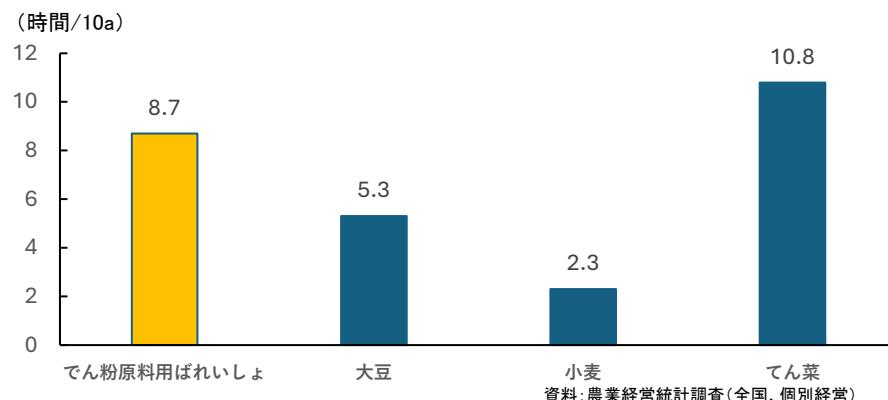
品目別の対応方策（てん菜）

		【課題】	【対応方針】
生産対策	<ul style="list-style-type: none">・直播栽培の更なる拡大や物財費の低減等により、一層の省力化・コスト低減を図る必要。	<ul style="list-style-type: none">・生産構造転換を推進するため、<ul style="list-style-type: none">① 褐斑病抵抗性品種の導入（1千円～5千円/10a）② 直播栽培の導入（3千円/10a）を支援・直播栽培への切替に必要となる直播機や大型収穫機等の省力作業機械の導入を支援。<ul style="list-style-type: none">【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】【産地パワーアップ事業のうち収益性向上対策：80億円の内数】【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業：157億円の内数】・そのほか、省力化・コスト低減に資する、<ul style="list-style-type: none">① 基幹作業の外部化や共同化② 化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培技術や品種の導入③ 病害虫まん延防止対策の取組を支援	<ul style="list-style-type: none">【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】
消費対策	<ul style="list-style-type: none">・国内の砂糖の消費量が近年減少傾向で推移している状況であることから、国産砂糖の需要拡大が必要。	<ul style="list-style-type: none">・国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、新規需要製品の開発等の取組を支援。	<ul style="list-style-type: none">【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】

品目別の現状と課題（でん粉原料用ばれいしょ）

- 北海道におけるばれいしょ生産については、他の輪作作物に比べ労働負荷が高いことや一部地域におけるジャガイモシストセンチュウ発生ほ場の拡大等による種ばれいしょ不足を背景にばれいしょの作付面積は減少傾向。また、近年の高温等の影響により収量やでん粉含有量の低下が課題。
- このため、ばれいしょの増産に不可欠な種ばれいしょの安定供給体制の構築とともに、ばれいしょ生産に係る労働負荷の軽減、安定生産技術の確立・導入等により、ばれいしょ生産の拡大を図る必要。

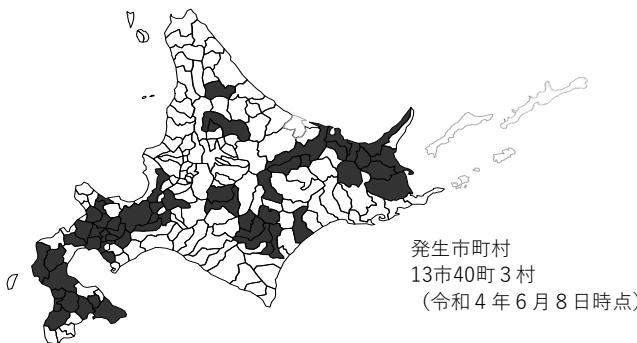
○ 畑作品目の投下労働時間



○ でん粉原料用ばれいしょの作付面積の推移

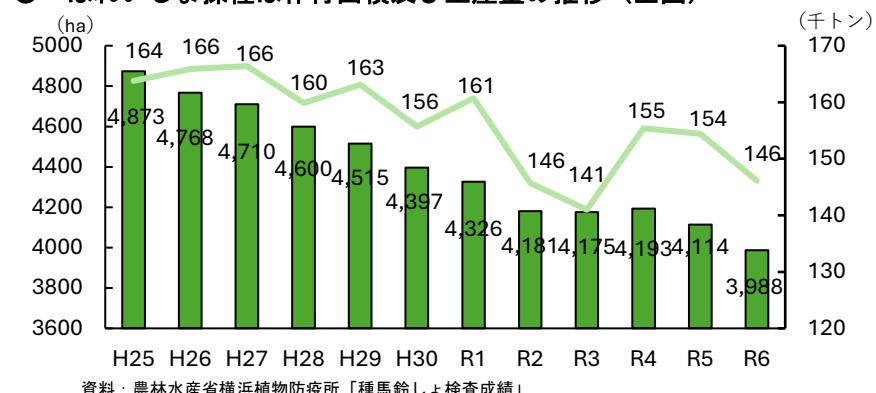


○ ジャガイモシストセンチュウの発生がある市町村（北海道）



資料: 消費安全局「種馬鈴しょ検疫実施要領」
地図資料提供: 北海道農政部

○ ばれいしょ採種ほ作付面積及び生産量の推移（全国）



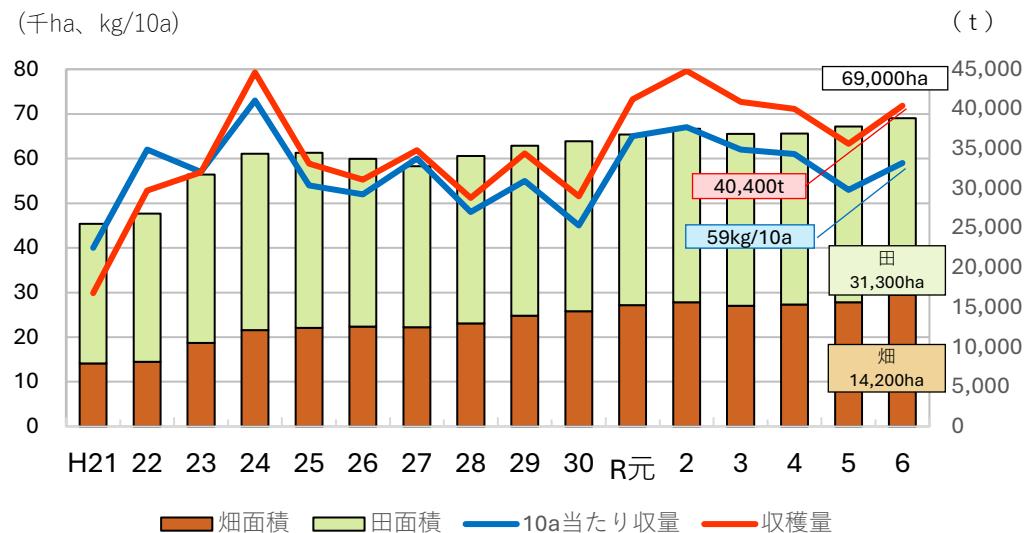
品目別の対応方策（でん粉原料用ばれいしょ）

	【課題】	【対応方針】
生産対策	<ul style="list-style-type: none">・ばれいしょ生産に不可欠な、種ばれいしょの安定供給体制の確立が急務。・ばれいしょ生産は、他の輪作作物に比べ労働負荷が高いことから、労働負荷の軽減を図る必要。・作付面積の減少に伴い、でん粉工場における原料いもの集荷量が減少しており、需要に応えられない。	<ul style="list-style-type: none">・種ばれいしょの安定供給体制を構築するため ①種ばれいしょ産地育成、拡大、法人化等の取組（面積拡大：2万円/10a） ②省力的な生産に繋がる新たな技術の導入実証 ③り病率低減の取組（8千円/10a） ④ジャガイモリストセンチュウ抵抗性品種の普及（3千円/10a） 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】・基幹作業の省力化を図るため、植付機・収穫機等の省力機械の導入を支援。 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】 【産地パワーアップ事業のうち収益性向上対策：80億円の内数】 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業：157億円の内数】・生産構造転換を推進するため、 ① ジャガイモリストセンチュウ類抵抗性品種等の導入（3千円～5千円/10a） ② 疎植栽培の導入（3千円/10a） ③ 上記の支援メニューに関連した栽培技術の向上に向けた取組（最大3.5千円/10a） を支援 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】・実需と連携した生産・流通体系を構築するため、ばれいしょの種子生産から実需者への原料供給までの一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成を支援。 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】

品目別の現状と課題（そば・なたね）

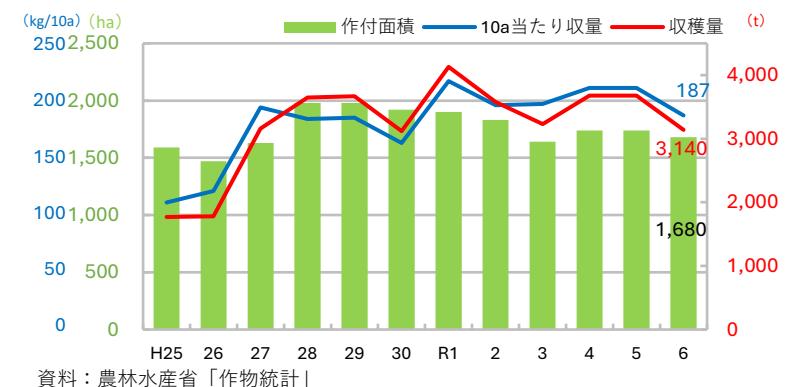
- そばの供給量は年間11～12万トン程度で、このうち国産そばは3～4万トン程度が供給されているが、国産そばは作柄の年次変動が大きく、それに伴い価格も大きく変動。
- 油糧用なたねの供給量は年間200万トン前後であるが、ほとんどが輸入に依存しており、国産はわずか3～4千トン程度。一方で、国産なたねは作柄の年次変動が大きい。
- このため、湿害対策等による単収の向上・安定化や、実需との結びつきの強化等の安定生産・安定供給を図るとともに、実需者ニーズに応じた国産需要の更なる拡大や品種転換を図る必要。

○ 国産そばの作付面積、単収、収穫量の推移



資料：農林水産省「作物統計」

○ 国産なたねの作付面積、単収、収穫量の推移



資料：農林水産省「作物統計」

○ なたねの主要品種

区分	品種名
シングルロー 低エルシン酸	キザキノナタネ
	ナシキブ
ダブルロー 低エルシン酸 低グルコシノレート	キラリボシ
	きらきら銀河
	ペノカのしづく

※エルシン酸
在来なたねの種子に含まれている食
用に適さない脂肪酸

※グルコシノレート
家畜等の動物の甲状腺障害をもたら
すとされる含硫化物の一種

品目別の対応方策（そば・なたね）

【課題】

【対応方針】

生産対策	<ul style="list-style-type: none">作柄の年次変動が大きいことから、湿害対策等による単収の向上・安定化等の安定生産を図る必要。	<ul style="list-style-type: none">安定生産を図るため、湿害対策等の安定生産技術の導入を支援<ul style="list-style-type: none">① 技術講習会・栽培実証② 湿害対策技術の導入（2千円/10a、3千円/10a）③ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 <p style="color:red;">【畠作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】</p>
	<ul style="list-style-type: none">実需者ニーズに応じた品種転換を図る必要。労働力不足に対応した、省力化を図る必要。	<ul style="list-style-type: none">なたねのシングルロー品種からダブルロー品種への転換時の交雑防止対策など、新品種の安定供給の取組を支援。（3千円/10a）省力化を図るための、農業機械等の導入を支援。 <p style="color:red;">【畠作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】</p>
	<ul style="list-style-type: none">実需との結びつきの強化による安定供給を図る必要、	<ul style="list-style-type: none">実需者と結び付いた供給体制を強化するため、複数年契約取引の拡大を支援。（1千円/10a） <p style="color:red;">【畠作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】</p>
流通対策	<ul style="list-style-type: none">実需者ニーズに応じた国産需要の更なる拡大を図る必要。	<ul style="list-style-type: none">産地と実需が連携した、国産そば・なたねの新規需要拡大の取組を支援 <p style="color:red;">【畠作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業：58億円の内数】</p>
消費対策		

令和7年度補正予算の概要

1. 小麦・大豆の国産化の推進	14
2. 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	15
3. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策	16
4. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業	17
5. 産地生産基盤パワーアップ事業	18

2. 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

令和7年度補正予算額 5,829百万円

<対策のポイント>

沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作物産地帯等の畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るために、**労働力不足**や**病害虫の発生**、**気候変動**、**需要構造の変化**など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援します。

<事業目標>

- さとうきびの単収の向上・安定化 (5,943kg/10a [令和12年度まで])
- かんしょの生産量の増加 (84万t [令和12年度まで])
- ばれいしょの生産量の増加 (233万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 畑作物生産性向上支援事業

- ① さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、**病害虫への対応や生産性向上等の取組**を支援します。
- ② ばれいしょ・豆類・そば・なたね等の安定生産・供給体制を構築するため、**種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成、新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫まん延防止対策、気候変動対策等の取組**を支援します。
- ③ 需要動向等に対応した**新たな生産体系の構築、労働負担軽減のための基幹作業の外部化や省力作業機械の導入、化学農薬・肥料の投入量を低減した栽培方法の実証、生産構造転換に向けた総合的な対策等の取組**を支援します。

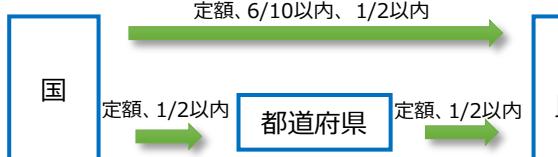
2. 畑作物加工・流通対策支援事業

- ① 分みつ糖・いもでん粉工場の**労働生産性向上等の取組**を支援します。
- ② 畑作物の持続的な生産を確保するため、**インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組**を支援します。

3. 畑作物産地生産体制確立・強化整備事業

分みつ糖工場・いもでん粉工場の省力化による**労働生産性向上**や、かんしょ・ばれいしょの健全な種苗等の供給体制の強化に必要な施設整備等を支援します。

<事業の流れ>



(1の①、2、3の事業)
(1の②～③、2の②、3の事業)

<事業イメージ>

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

- 労働力不足の顕在化
- 難防除病害虫の発生
- かんしょや加工用・でん粉原料用ばれいしょ、豆類、そば等の需要の高まり
- 気候変動への対応
- 減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり

等

地域・品目に応じた生産性向上、環境負荷・労働負担軽減による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

地域・品目に応じた生産性向上

- ▶ 地域の生産体制を支える担い手の育成
- ▶ 病害虫抵抗性品種の導入
- ▶ 複数年契約取引の拡大や新品種・安定生産対策技術の導入
- ▶ 基幹作業の外部化や省力機械の導入
- ▶ 需要動向や気候変動に対応した生産体系構築や環境に配慮した栽培方法の実証
- ▶ 輪作体系の確立に向けた生産構造転換に係る総合的な対策等を支援

工場の生産性向上・流通対策

- ▶ 工場の人員配置、工程の見直しの取組、エネルギー転換に向けた調査
- ▶ インバウンド向け等消費拡大に係る市場調査、新商品の開発、新たな製品開発のための機械設備等の導入、甘味資源作物の他用途利用に向けた取組等を支援

産地体制強化のための施設整備

- ▶ 分みつ糖工場の集中管理、自動化等省力化施設、衛生管理の高度化施設、脱炭素機器設備の導入
- ▶ 健全な種苗等の供給体制の強化
- ▶ ばれいしょ供給体制の強化等を支援

<関連事業>

- ・**産地生産基盤パワーアップ事業 (8,000百万円の内数)**
- ・**スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策 (15,658百万円の内数)**

持続可能な畑作生産体系の確立や、労働生産性の高い農業構造への転換に向けた農業機械等の導入を支援

[お問い合わせ先] 農産局地域作物課 (03-6744-2115) [15]

3. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策

令和7年度補正予算額 15,658百万円

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一括的に支援します。

【補助上限額（農業機械）1,500万円、3,000万円、5,000万円】

③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

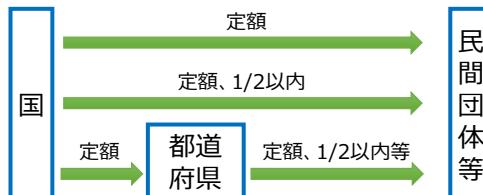
①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示会場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）
・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向け取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）



（例）
一斉収穫サービスに対応
した予冷施設の整備

○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

○スマート技術体系転換加速化支援



（例）
自動操舵システム +
直播栽培による作期分散
[水稻]



（例）
自動追従システム +
省力樹形・園地整備による
栽培管理の効率化
[果樹・茶]



（例）
AI選別 +
大型機械による一斉収穫・選別
[畑作物]



（例）
高温障害の影響を低減する
生育予測システム +
機械による一斉収穫
[露地野菜]

○全国推進事業 先進的な取組の横展開

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2107) [16]

4. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

令和7年度補正予算額 61,683百万円

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

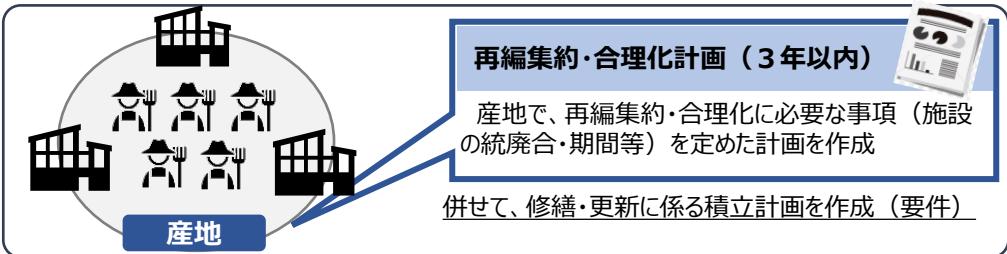
共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

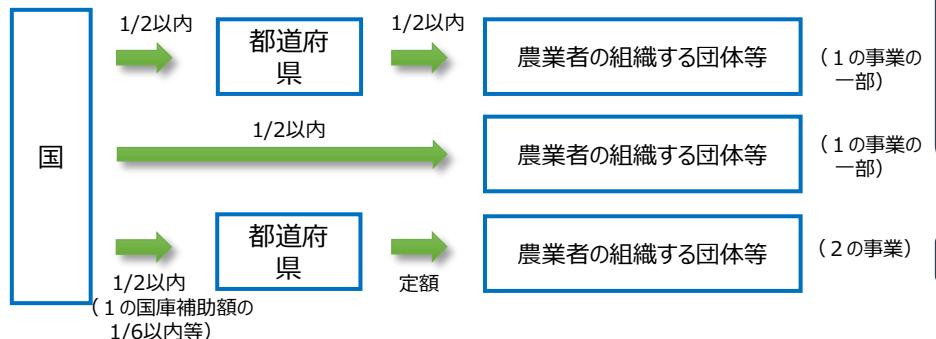
<事業イメージ>



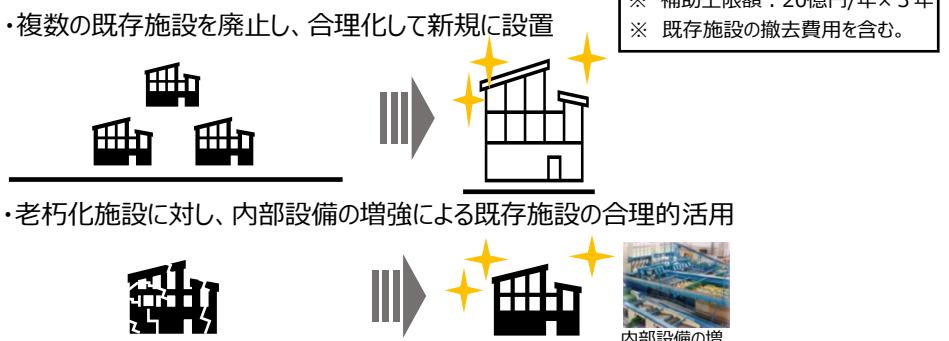
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>



<再編集約・合理化のイメージ>



農業の構造転換を実現

[お問い合わせ先]

農産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

5. 産地生産基盤パワーアップ事業

令和7年度補正予算額 8,000百万円

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。

② 園芸作物等の先導的取組支援

園芸作物等について、需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

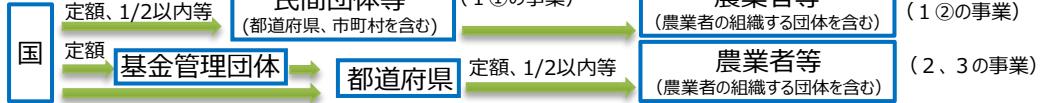
① 生産基盤の強化・継承

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。

② 全国的な土づくりの展開

全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や綠肥等を実証的に活用する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

新たな生産・供給体制



拠点事業者の貯蔵・加工施設



供給調整・流通効率化に向けた施設・機械



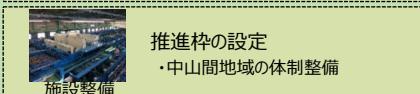
果樹・茶の改植や省力樹形導入

産地の収益性の向上

収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得
ヒートポンプ等のリース導入・取得
スマート農業推進枠
特別枠の設定
施設園芸エネルギー転換枠
持続的畑作確立枠
土地利用型作物種子枠



推進枠の設定
・中山間地域の体制整備
施設整備

生産基盤の強化



継承ハウス、園地の再整備・改修



堆肥等を活用した土づくり

お問い合わせ先

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1 ①、2 の事業) | 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945) |
| (1 ②の事業) | 果樹・茶グループ (03-3502-5957) |
| (3 ①の事業) | 園芸作物課 (03-6744-2113) |
| (3 ②の事業) | 農業環境対策課 (03-3593-6495) |